

---

出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	平間春雄	君
会計管理者	松崎守	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	佐藤富男	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	駒板公一	君
子ども家庭課長	永井裕	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	加藤秀典君
上下水道課長	平間広道君
槻木事務所長	馬場敏雄君
危機管理監	小玉敏君
地域再生対策監	小笠原幸一君
公共工事検査監	鎌田和夫君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	畑山義彦君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	相原健一君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議会事務局長	長谷川 敏
主任主査	太田健博

議事日程（第3号）

平成25年6月12日（水曜日） 午前9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

高橋たい子	議員
広沢 真	議員
佐々木裕子	議員
平間幸弘	議員
我妻弘国	議員
有賀光子	議員

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において5番齋藤義勝君、6番平間奈緒美さんを指名いたします。

---

---

### 日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

8番高橋たい子さん、質問席において質問してください。

〔8番 高橋たい子君 登壇〕

○8番（高橋たい子君） おはようございます。8番高橋たい子でございます。大綱2問質問させていただきます。

#### 1、環境保全対策について。

環境保全対策についてということで、我が町では自然保護や環境保全に高い関心を持つ住民が多くなり、それに対するボランティア活動や環境指導員活動も活発化して環境衛生と環境美化など、環境保全に向けた取り組みが実践されております。

そこで、自然環境と水環境の保全について伺います。

1) 環境美化対策としての町民や地域ボランティア団体等が実施する清掃活動の取り組みの状況。

2) 不法投棄防止対策として環境指導員によるパトロール強化が極めて重要と思うが、現在

における環境指導員の人数は適正か。

3) 公共下水道処理人口普及率の現状は。

4) 都市計画区域外での家庭用合併処理浄化槽の設置状況は。

5) 家庭用合併処理浄化槽の保守点検状況はどうなっているか。

大綱2問目、**野生鳥獣被害（イノシシ）対策**について。

野生鳥獣被害（イノシシ）対策については、これまで何度か質問が繰り返されてきましたが、一向に対策が進んでいないのではないのでしょうか。現在も町内の北部丘陵地帯、特に富沢、入間田、葉坂、成田を中心に、タケノコや畑を荒らす被害が発生しております。我が国の農産物被害の被害金額は約200億円を上回っている状況で、ここ十数年間この規模で推移し、被害全体の70%が鹿、イノシシ、猿によるもので、特に近年は鹿とイノシシの生息域が拡大し、被害の増加が顕著で、鳥獣被害がますます深刻化しております。

そこで、イノシシの被害対策について伺います。

1) 現状における出没状況や被害状況を把握されているか。

2) イノシシの生息数はどの程度と推定されているか。

3) 先般、電気柵の設置補助申請のチラシが配布されましたけれども、何件の申請があったか。

4) 町として最も効果的な被害防止対策をどのように考えておられるのか。

5) 夜行性のイノシシであるが、朝から餌をあさり行動していることから通学路等への出没も懸念され、人に対する被害防止対策を含めた安全対策が急務であると考えますが、いかがでございますか。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 高橋たい子議員から、大綱2点ございました。

まず、環境保全対策について5点ございます。

1点目でございますが、現在町で活動を把握している団体としては、各行政区、すばらしい柴田をつくる会、各地区資源保全隊、工場等連絡協議会、木の実会、さくら倫理法人会、白石川の河川愛護団体や個人ボランティア等がございます。これらの団体等は地域の一斉清掃、公園等の除草、ごみ収集等の環境美化活動を行っていただいております。この活動に対しては、事前に町へ連絡をいただき、ごみ袋を配付し、収集したごみや除草した草の集積場

所を指定いただいて、町の搬出处分を行っております。

町主催による環境美化活動としては、町民の皆さまにご協力をいただき、桜まつり前におもてなし作戦として、船岡城址公園及び白石川河川敷等の一斉清掃を実施しております。

なお、国道や県道のごみ処理や雑草駆除については、その都度都市建設課と連携し、所管する国道維持出張所、県土木事務所へ連絡し対応していただいております。

2点目、環境指導員につきましては現在15名を委嘱しており、それぞれ担当地区内の巡回、清掃、回収等の作業によるごみの散乱防止及び不法投棄の早期発見、通報に努めていただいております。行政区長、地区住民等からの不法投棄の連絡があった場合、その都度町職員が現地を確認し、不法投棄物の回収や不法投棄防止の看板等を随時設置し対応しているところでございます。場合によっては、道路管理者や警察等と協力し対処しています。しかし、山間部など人目につきにくい場所への不法投棄がなくなる現状にあります。環境指導員の増員については、パトロール、監視体制の強化を図る観点からも大変重要であると考えておりますので、担当地域の見直しを含めて検討してまいります。

3点目、平成25年度3月末現在で、行政区域人口3万8,566人に対し公共下水道整備済み人口は2万8,796人で、公共下水道人口普及率は74.7%でございます。また、公共下水道整備済み人口2万8,796人のうち、水洗化済みの人口は2万6,223人で、行政区域人口の68%となっております。

4点目、都市計画区域外の世帯数は平成25年3月末現在630世帯、人口2,013人となっております。柴田町の総人口の5.2%となっております。そのうち家庭用合併処理浄化槽の設置数は217基、合併処理浄化槽による処理人口は938人となっております。合併処理浄化槽による処理人口率は46.6%となっております。当該地域は公共下水道の事業計画に定められた処理区域外であることから、本町といたしましては、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止や生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、住宅に合併浄化槽を設置しようとする町民の方々に対し、予算の範囲内で補助金を交付する制度がありますので、浄化槽の設置を希望するの方々につきましては、ぜひご活用いただければ幸いに存じます。

5点目、家庭用の合併浄化槽の保守点検につきましては、浄化槽法により浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならないとなっており、保守点検は4カ月に1回以上、清掃は年1回以上となっております。

浄化槽の設置に関しては、台帳による管理がなされております。台帳へは、使用開始届がなされた際に、設置業者及び管理業者が記載されて登録となります。この管理につきまして

は、公益社団法人宮城県生活環境事業協会浄化槽法定検査センターが行っており、検査報告書が定期的に町へ送付されております。保守点検の受検率は、平成22年度実績で宮城県では92%と全国1位となっており、このことから柴田町でも高い受検水準にあると思われま

す。町では浄化槽からと思われる悪臭苦情は年1件程度であり、現地確認と保守点検についての聞き取りを行い、適正管理についての指導をその都度行っている状況です。今後も保守点検が適正に行われるよう、県保守点検業者公益社団法人宮城県生活環境事業協会等と連携を図って指導等を行い、受検率の向上に努めてまいります。

大綱2点目、イノシシ対策でございます。5点ほどございました。

現状における出没状況や被害状況の把握についてですが、槻木北部の山間地帯を中心にジャガイモ、タケノコなどに被害が出ており、一昨年からは水稻にも被害が出始めました。本年度に入り、イノシシによる被害報告は入間田地区の2件で、タケノコの被害が確認されています。

2点目、イノシシは繁殖力が高く1年という短期間でも個体数が大きく変化するため、生息域を把握して直接個体数を管理することは困難と考えております。平成24年度は、箱わななどにより29頭捕獲しています。平成23年度は88頭捕獲していますが、全体の生息数は捕獲頭数の約10倍と言われておりますが、正確なものではございません。

3点目の電気柵ですが、富沢地区1件と入間田地区1件の、2件の申請がございました。現地を確認させていただいた結果、富沢地区の1件が該当補助の採択基準となる3戸以上隣接した耕作農地に適合し、県へ申請する予定となっております。

4点目、狩猟を初め捕獲機会をふやしていくのが最も効果的なことから、今年度はイノシシの個体数調整を積極的に実施します。しかし、捕獲頭数をふやすだけでは農業被害の軽減は図られず、耕作地への侵入を防ぐ対策も重要と考え、電気柵等の侵入防止策の普及を図りたいと考えています。

5点目、目撃情報があった場合は、関係機関と連携し緊急パトロール等を実施し、住民の安全確保に努めます。しかし、イノシシは本来臆病な動物ですので、通常はこちらから何もしない限り襲ってくることはないと言われております。イノシシを見かけても、棒を持って追いかけるなどの刺激を与えずに興奮させないように、啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（高橋たい子君） 環境保全対策のほうでのボランティアの関係なんです、たくさん

団体が奉仕活動をされていると。もっともっと進んでいけばいいのかなというふうにも思っております。

それから、パトロール、環境指導員の区割りなり人数なりということで、見直しをかけていくということでもあります。そのことを聞いて少し安心はしたんですが、槻木の北部地区、特にということで考えますと、あの区割りを1人で回るというのは、ただ車で走っても大変なぐらいの距離だと思っていましたので、特に人目につかないところがいっぱいありますので、ぜひ人員を増員をして、もっともっと環境の整備に当たっていただきたい。要望でございます。

それから、家庭用の浄化槽の関係なんですが、これも保守点検もさることながら浄化槽の設置を希望する方には従来から補助金制度というのがございまして、継続をされていることも承知しております。それで、新築をされる場合、それから改築をされる場合も対象になるということをお聞きいたしました。これを先ほど都市計画区域外の関係で設置率が40%、半分に達していないという状況ですが、これをもっともっと設置をふやしていくような計画は、仕掛けと申しますか、環境保全から考えた場合に必要じゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 家庭用合併浄化槽の設置状況につきましては、先ほど町長が答弁を申し上げたとおりであります。現在、この浄化槽の補助事業につきましては、環境省の補助、さらには宮城県、町ということで、3者でもって補助しております。国が3分の1、県が6分の1、残りを町が負担するという形でしております。

この補助事業を実施するに当たりましては、浄化槽の整備計画というものを国のほうに報告いたしまして、その承認を得て現在進めております。現在進めている事業につきましては5カ年計画に基づく事業ということで、平成23年度から平成27年度まで年25基ということで現在国から承認をいただいております。今後、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画を整備する際につきましては、なお一層増加するために、最低30基以上の整備計画をお認めいただけるように事業の申請を今後要望し、公共下水道の計画区域外に公共下水道同様の浄化槽が一日も早く設置できるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○8番（高橋たい子君） 国への働きかけはもちろんのことですが、住民に対してのその設置を進めるような仕掛けが必要なのではないかということで質問したつもりなんですが、



いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 住民に対する浄化槽設置の呼びかけというのも大変重要であると思っております。町民環境課におきましては、毎年、町の広報しぼた、お知らせ版を通じまして、今年度も同様に浄化槽の補助事業が開始されましたと、ぜひ補助事業を実施しておりますので設置を希望していただきたいということで、広報に努めているところでございます。

また、当然浄化槽の設置業者の方々も随時お見えになりますので、今年度の補助金の額として25基予定しておりますので、もし新築とかまた改築、またはくみ取りから浄化槽に設置を希望するという、下水道の計画区域外です、そういうところにあつては補助枠がありますのでぜひお声がけをしていただきたいということで、PRに努めているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○8番（高橋たい子君） それにもかかわってきますが、保守点検、4カ月に1回はしなさい、設置したときにその約束を、約束というかその条項まで入っているというお話をお聞きいたしました。それで、その業者さんからの報告で92%、大分高い率で保守点検をされているという状況なんです、されてない方も中にはいらっしゃるのが実態ではないかと思えます。例えば、自分のことを例にとりますと、私のうちというのは段々になっているところにうちが建っているというような状況、例えば、例えばですよ、そういうところで下のほうにうちがある人が業者さんを介して点検をしている、上の人がしていないという状況になると、自分のうちは誰のために点検をしているのかなと、何か変な気持ちになるような気がするんです。そういうところが、例えば私の沢ということではないんですけれども、そういうことが起こり得ないとも限らない。そういうことであれば、生活雑排水なるものが農業用水なり、ほかの河川に流れ出していくと。水質検査もされておるようでございますが、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 先ほど、宮城県は非常にこの点検率が高い、またはその法定検査の受検率が高いということでお話ししましたが、全国の例を見ますと、その法定検査すら全国平均で30%というような非常に悪い状況であります。宮城県が92%ということで、受検率も非常に高いんですけれども、今全国の県は宮城県を目指してやろうということで全県下挙げて取り組んでおります。

宮城県、特に柴田町も同様ですけれども、今家庭用合併浄化槽をせっかく設置しても、それをきちっと維持管理しなければきれいな水が流れない。また、その水は農村部においては特に農業用水としてさらにそれを利活用されるということで、懸念がされる、ご心配があるということでございますので、なお一層点検につきましては保守点検業者、設置業者、さらにはこの法定点検を実施しております公益社団法人宮城県生活環境事業協会、これらと連携をしまして適切な維持管理をするように努めてまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（高橋たい子君） 上部団体で、例を申しますと、県のほうの上部団体のほうの検査、年間に6,000円ということで検査にまいります。そのときに、私もちよっと来たときにお聞きしたんですが、「この点検をされていない方についてはどうするんですか」ということをお聞きしましたけれども、「そこはどこですか」と、こういう回答が来たんです。「そこはどこですか」と言われても言えませんよね、まさか。だから、そういうことの流れがちょっとうまくないなというふうな感じもいたしました。

それで、その保守点検の関係なんですけど、上部団体と連携をとってという課長のお話を聞きましたので、ぜひこれは要望なんですけど、その保守点検をされている業者、点検の仕方がまちまちといったのが実態のようでございます。その点もきちんと同じような点検をされるように指導いただければ、ありがたいなと思います。

それで、その浄化槽の設置推進もさることながら、保守点検の助成をしてきちっと保守点検をされているということが近隣の市町村にございますので、こんなようなのも柴田町で取り入れてはいかがでしょうかという提案をしたいと思います。近いところでは亘理町、それから名取市、名取市については合併浄化槽適正維持管理助成事業補助金交付要綱、こういうものをつくって補助をしていると、その保守点検。年間契約ということもあるだろうし、月々やっている方もいるだろうと思いますが、名取市では5人槽で1万3,000円、6人から7人槽で1万5,000円、8人から10人槽で1万7,000円というような形で助成をしております。亘理町については、これは聞いたのでちょっと金額が違うかもわかりませんが、5人槽で8,000円、7人槽で1万円、10人槽で1万5,000円というような形で年間、保守点検をされている方に申請をしてもらって助成をしているということでもあります。こういうことも、環境保全の点から考えればいいことなのかなということで、提案させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） ただいまの議員のほうから、隣接の他市町村の事例をご紹介します。

現在、県内の浄化槽の整備事業には2通りあります。1つは、浄化槽設置整備事業ということで、個別の方々に各自治体が助成する制度が1つで、これは柴田町も行っている制度です。ただいま事例で出ました名取市、亶理町、これは別の同じような浄化槽整備事業ですけども、市町村の整備型ということで、市町村が浄化槽を設置して整備するタイプであります。ここにつきまして、多分市町村設置整備事業ということで、自治体が管理する対象外のものについて、各名取市、亶理町、そちらでその内容について一部補助をしてやっているという内容であると思います。

柴田町につきましては、浄化槽設置整備事業ということで、個別の設置者にそれぞれ現在補助を行っておりますので、確かに保守点検に対して各自治体が助成すればなお一層管理しやすいと思いますが、現時点では浄化槽の設置のほうにまだまだされないということがありますので、そちらに現時点では優先的に補助をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問はございますか。どうぞ。

○8番（高橋たい子君） 今、課長から答弁ありましたけれども、「名取市の合併浄化槽適正維持管理費補助とは」ということで、「補助対象区域」ということでここに書いてあるんですが、「市街化調整区域内で下記の区域を除く合併処理浄化槽補助事業対象区域内にお住まいの方」ですよね。今おっしゃったこととちょっと違うのかなというふうに、今感じました。このことについては、後でもう少し詳しく課長とお話をさせていただきたいと思います。

次に行きたいと思いますが、イノシシを連れてこようかなとも思ったんですが、ちょっとつかめなかったものですから。

それで、私の質問の中で、出没状況や被害状況の確認をされていますか、それでどこに住んでいるか確認していますかという質問もさせていただきましたけれども、これはなかなか難しいのが現実で、わかるわけがないということではありますが、現実的にとにかくとらないと減っていかないというのも現実じゃないかなと思います。

それで、いろいろ対策、先ほど町長のほうからも答弁がありました。補助をして、電気柵やらネットやらということになるだろうと思いますが、その被害をこうむっている人たちはそれぞれに工夫をして、網を張ったり、ソーラーの電気を買ったりやっています。現実に私の近くにも柵をつけて設置をしていただきました。つけた日は来ません。次の日あたりから別な通路を歩いて歩いているようです。それで、イノシシはとっても頭のいい動物、もつとも

とられないように逃げて歩くのでしょうけれども、そういう状況の中で、その補助と並行して捕獲おりをふやしてイノシシの撃退をしていくというような考えはないか伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） イノシシの捕獲の許可関係には2つありまして、11月から3月まで狩猟捕獲というのが1つあります。それから、許可捕獲ということで、もし被害があった場合は2週間の許可を町のほうで出すんですけども、それだけではなくて、今回個体数調整を目標にということで、ことしから5月から3月まで、年間を通じて許可を出しております。ですから、箱わなですとか、そういう部分にはいつでもどこでもできるような形の体制をとりました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（高橋たい子君） その設置をしたおりなんです、猟友会というんですか、お入りいただいている方々が見回りをして、餌の供給やなんかをしておられるようです。それで、いろいろイノシシの話をしたときに、電気柵、これも3日ともたないというような話も聞きました。最初はびびっとくるんですけども、これは大丈夫だと思ったらすごい勢いでそこを通り抜けていくんだというような話もされてきました。

それで、実際私もタケノコをすっかり掘っていただきまして、掘って置いていってくれるんならいいんですけども、全て根元の柔らかいところだけを掘って食べていくというような状況です。山一面、歩いていたようです。それで、ソーラーを買ってきてつけました。3日ともちませんね。3日目あたりからは、そのソーラーの電気を蹴っ飛ばして壊していったというような状況でした。それも、私のことを言って変なんです、課長に来て見てもらったところもあります。こんな大きい植木の根っこを全部掘るんです。何もうまいものはないんですけども、ミミズを食べるらしいんですが、こんな石も飛ばしてやるという勢いなんです。これもやっぱり、何ていいますか、人のにおいがすると近づかないんだというようなこともありまして、おりをかけて1カ月、3週間ぐらいが一つのサイクルだというようなことを聞きましたが、一向に反応があらわれていないというのが現実です。別なところを、こう道路つくって歩いているんです、現実に。

そういうこともありますので、猟友会の方々、現在町で持っておられる捕獲のおり、何基お持ちですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 少々お待ちください。

町のおりなんですけれども、イノシシ用のわなについては2基持っています。ただ、今回箱わなを仕掛けたんですけれども、それについては鳥獣被害対策実施隊の10名の方のうち、持っていらっしゃる方からも借りまして、今回議員さんほかのところなんですけれども、四日市場、入間田、葉坂に9基箱わなを仕掛けている状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（高橋たい子君） 電牧と私たち言っているんですが、電気柵の補助をしましょうということで、国庫補助事業だということで、多分これ全戸配置、入間田、葉坂だけにイノシシがいるんじゃない、館山のあの辺にもいると聞きましたので、山だからイノシシがいるということでは決してないような気がいたします。

皆さん、見ていらっしゃる方もいると思うんですが、「3戸以上の農業者で組織する団体で、受益者の話し合いに基づく合意が得られていること。補助対象経費及び金額、農家、地域住民等参加型の直営施工で、資材のみの定額補助により電気柵1段当たり130円（メートル当たり）を上限とします」。それで、電気柵3段を1,000メートル設置した場合は、130円の3段の1,000メートル掛けるで、39万円ですよ。「3戸以上隣接した耕作農地が対象の農地ですよ」ということで、あとその他注意事項とあるんですが、「施工の着手は県知事の交付決定後となります」ということなんです。それで、「施工前・施工中・施工後、現場確認写真、作業日誌、原材料受け払い簿などの提出が必要で、国の検査があります」というようなことが書いてあります。

それで、さっき2件ほどの申請があったと聞いていますが、こういう内容の国の施策と言っても、この内容等どういうふうに農政課長として思っているかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 大変国らしい国庫補助事業の要綱だと思います。現場ではなかなか難しいというふうには捉えております。

なお、仙南の状況では、電気柵については町単独、市町村単独で要綱をつくって実施しているところがありますので、今回物すごくイノシシがふえているということで、国の補助事業もなかなか被害農家のほうには使えないものなのかなということで、今年度中に、例えば9月に補正をしまして、まだ内容については決めておりませんが、ほかのところでは大体3分の1から3分の2の補助をしているんです。そして、限度額は5万円から10万円程度が多いんですけれども、そういう形で町単独の電気柵の補助事業を実施していこうというふ

うに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（高橋たい子君） 大変いいことだと思うんですが、やっぱり町独自で。

この辺に生息するのはイノシシではなくてイノブタらしいです。イノシシというのは鼻が長くて、イノブタというのはこういう状況なので、何かとったものを見るとイノブタと。イノブタのほうが繁殖する率が高いんだそうですね、イノシシよりも。イノシシがこっちのほうに来たという時点から、対策をもう少し早目にとっていけばこんなことにならないのかなと。どんどんふえていくのは目に見えてわかることです。そのこともあわせて、今補助ということで柴田町独自の電気柵の補助事業ということで考えてらっしゃるということですが、田んぼ、畑、1,000メートルといっても大した距離じゃないんです。

そこをあわせると、やっぱりとっていくのが先決かなと。並行してそれももちろんやっただいて、並行して、これも提案ということになるんですが、10基町で持ち合わせの箱わななり、それから猟友会で個人で持っている方々もいらっしゃる。それを借りて、今富沢から葉坂あたりまでかけていただいているわけですが、一度にでなくても結構です。年次計画で2基か3基ぐらいずつ町のほうでつくって、猟友会のほうにお願いするような形をとれないものでしょうか。いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 町のほうでは協議会がありまして、そちらのほうで対策を考えながら、そういうものについても購入しながら、年次計画で拡大していきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○8番（高橋たい子君） 聞いたところ、もうすっかり箱になっていて、取り外しできない状況のやつが町で持っているものらしいですね。それで、猟友会の人たちはやっぱり持ち運びが大変なので、取り外して組み立て式のやつをお持ちのようです。そんなのをぜひ、早目に、今稲のほうにも被害が出ている状況、まだですけれども、実り始めたころに踏み潰していくという状況がありますので、早目の実行、実施をお願いできればありがたいというふうに思いますが、9月の補正でということですが、しようがないですね。9月にしかありませんので、ぜひ早目の対策を講じていただければありがたいと思えますが、9月で大丈夫でございいますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 9月というのは補正予算の次回の時期なんですけれども、今回の9

月の稲の収穫期には間に合わないと思っています。ただ、農家とやりとりするといろいろな時間がかかりますし、そういう中で実態も把握していきたいと思っていますので、その期間時間をとって、実際に使えるのは4月以降すぐ、極端な言い方すれば、タケノコ、ジャガイモ、水稻というようなそういう順番、来年からの本格的な使い方になるのではないかなというように考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○8番（高橋たい子君） ぜひ、合併処理浄化槽に関してでも同じなんですけど、その対策、早目早目に講じていかないと、出てきてからでは、いつでもかけられるような申請ということによっていただきましたが、イノシシに関しては。若干今回もちょっと遅かったのかなと、時間がかかったのかなというふうに感じていましたので、全てのことに對して素早い対応をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（加藤克明君） これにて、8番高橋たい子さんの一般質問を終結いたします。

次に質問されます広沢真君から資料の提出がありました。これから資料を配付いたします。

その間、暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

---

午前10時13分 再開

○議長（加藤克明君） 再開します。

引き続き一般質問を行います。

ただいま資料を配付いたしました。ご確認くださいと思います。

それでは、11番広沢真君、質問してください。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。ちょっと事情がありまして、座ったままで甚だ締まりのない質問になるかもしれませんが、ひとつご了承いただいて質問させていただきます。

大綱1問です。住宅地に隣接する山林の伐採と、水害、土砂災害の防止について。

昨年の6月定例会で、舘山の西側斜面の伐採と山岸地区の土砂被害の問題を取り上げました。しかし、住宅地に隣接する山林の伐採が、町内でまた見受けられています。震災からの復興で木材需要がふえているからなのかもしれませんが、事が住宅地に隣接する山林、公共性の高い山林の伐採ならば、近隣住民の不安、町の公共土木施設に対する影響などを考えなければならぬと思います。

特に船岡西地区で最近伐採された山林は、雇用促進住宅から館山に向かう尾根筋に位置し、その山林に降った雨水の流れ込み先は船岡西の住宅街の水害常襲地域の排水路に当たります。住民からは大きな不安の声が上がっているとともに、排水路下流の町民からは、しばらく前から排水路に流入する土砂の量がふえているとの指摘もあります。公共性の高い山林の伐採と土砂災害の防止についてどのように考えているか。

- 1) 今回伐採された船岡西地内の山林の現状をどのように把握しているか。
- 2) 法的な手続の経過は。
- 3) 伐採後の斜面からの土砂の流出についてどう考えているか。

以上、伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員から大綱1点ございました。

3点ございます。まず、1点目でございます。

今回伐採された民有林は、県指定の山地災害危険区域や急傾斜地崩壊危険箇所保安林などの指定がないことから、普通の山、通常山林として取り扱われていることとなりますので、特に町長に強制的な権限が付与されているわけではございません。

2点目、法的な手続の経過についてですが、森林所有者が森林計画の対象となっている民有林を伐採する場合、森林法第10条の8第1項の規定により、あらかじめ町長に伐採及び伐採後の造林種の届け出を提出しなければなりません。今回の伐採につきましては、森林所有者から平成25年1月24日付で、面積7ヘクタール、樹齢50年から60年の杉及びアカマツの主伐、伐採後の造林方法は天然更新とするなどの内容が記載され、提出されております。

町では森林法第10条の9第1項に基づき、提出された届け出書に記載されている内容が、市町村森林計画に照らし合わせて、伐採する木の樹齢、伐採後の造林方法などについて適合しているか確認いたします。今回は伐採樹齢、伐採後の天然更新の造林計画が示されていることから、市町村森林計画に適合していますので受理しました。

今後は、当該伐採跡地の周辺における土砂の流出または崩壊その他の災害を発生するおそれがないよう、伐採前の森林が有している水害の防止機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないよう、市町村森林計画に適合した造林が計画どおり行われているかを確認してまいります。

3点目、伐採するために民有林に造成された作業道や山林を伐採したことによる保水力の低



下が斜面の土砂流出にどの程度影響を及ぼすかについては、今のところまだ判断はできておりません。1点目でお答えしたとおり、伐採した民有地は県指定の山地災害危険区域、これは農林振興事務所だと思うんですが農林関係ですね。それから、急傾斜地崩壊危険箇所、これは土木事務所でございます。保安林などの指定がかかっておりません。しかしながら、隣接する船岡西地区につきましては、排水対策が必要な地域であることから、山林からの排水や斜面の状況についてはパトロールを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 今回お配りした資料は、当該地域の写真を資料としてお配りしました。言葉だけではわからないと思うので見ていただいて、現場写真上空からという、これはインターネットでとった上空からの写真です。

今回の伐採箇所については、ちょっと見づらいかもしれないんですが、右下にある住宅街、その一番下のところに実は雇用促進住宅と書いてあります。ですから、この役場から見るとこちら側の方角で、役場の南側の窓から見ていただくと伐採現場が明らかに見えますのでそちらだと思っていただければいいと思うんですが、雇用促進住宅のある住宅街と、そして左手が根形と書いてあるところの先はもうすでに館山につながっているところであります。船岡西2丁目の旧根形の住宅街と、それから一番上に雇用促進住宅がある住宅街の間の谷間の山林ということでご理解いただきたいというふうに思います。

そして、今回の伐採の範囲は、この航空写真は実は伐採前の写真ですので、まだ木が黒々としています。それで、伐採の範囲としては、スケールとして見ていただくのは2から7までの写真を見ていただければいいと思うんですが、2が入り口部分。ちょうど行くと真ん中あたり、黒い線で囲った細くすっとなっている部分があると思うんです、そこが2の部分です。住宅街から今回の伐採現場では谷間に入っていくところで、ちょっと3は順番がずれてしまったんですが、2、4、5、6、7と一番最後に3あたり来て、基本的には番号によって奥に入っていく写真になっています。それで、スケールを感じていただくのは4番あたりの写真が一番わかりやすいかなと思うんです。入ってみると、予想以上に広い部分が伐採されていてびっくりします。その部分を見た上で、今回質問をしているわけです。

それで、今町長のご答弁では、法的に問題はない普通の山林になっているということなんですが、それについてむしろ、この地域のこの山林が今の現状で普通林で、民間というかその土地所有者の方から伐採の申請が出されれば、町のほうとしては追認するしかないというよ

うな現状なんです、その部分について、特にこの山林が私は非常に公共性が高い山林であるというふうに思っているんですが、そのあたりの認識をもう少し詳しく伺いたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 法的な手続上は、申請者の方も、杉の成木となって五、六十年たった伐採ですので、林業家の面からしてはそのとおりなんですけれども、今五、六十年たっているということは、多分住宅以前に植栽されたんだと思うんですけれども、どこでも住宅造成があつて、そして森林を伐採して、その瀬戸際のところに山と住宅地が隣接すると。そして、それが今特に集中豪雨で時間雨量が大きいときに、全国各地ではいろんな災害につながるケースが多いというようなところはもちろん認識しておりまして、具体的にはこの部分を今までは県が指定するんです。保安林とかということで、水害、土砂災害等の保安林を指定するんですけれども、うちの場合は今まではなかったと、経過的にも。もちろん、山がありましたし、なかったということで、そういう現状だと思います。ですから、これから考えられるのは、保安林のことが考えられるという点です。

○議長（加藤克明君） お知らせしますが、広沢君につきましては着席での質問を許可いたしておりましたので、お知らせいたします。

再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 特例を認めていただいて、ありがとうございます。

実は、昨年の6月の議会のときにも山林の伐採問題取り上げていまして、それで今回の現場写真1のさらに左手側の館山西側斜面の山林も同じように保安林の指定がなく、伐採については可能だということだったんですが、その山林の指定の問題で、今農政課長のご答弁にもありましたとおり、住宅街ができる前に指定されている例というのがかなりあると思うんです。それで、当然山林の、特に杉林などは出荷するまでに、今お話しのとおり50年とか60年とか、最低でも30年以上はかかっているわけで、そういう部分の指定が現在の伐採にかかわってどうなのかというのは再考される必要があると思うんです。

改めてお聞きしますが、その保安林などの指定というのはこれから行われる可能性というのは、この当該地域だけではなく、町内の民有地、山林の住宅街隣接地域についても、新たな指定というのは可能性としては考えられるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 新たな指定は考えられます。

○議長（加藤克明君） 再質問。

○11番（広沢 真君） じゃあ、例えば今後の話ですが、この近隣もまだ山林が残っています。同じように民有地ですので、例えば地権者の方の意向によって伐採の申請が出される場合もあるんですが、それが例えば今後保安林に指定された場合、どのような形になるのか。許認可の関係になるのかと思うんですが、どういうふうになるのか確認したいと思うのですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 通常は山林に立ち木があつて、そういう場合は保安林がかかると70%立ち木は残すというような状況になるんです。30%は伐採していいということになります。ただ、今の状況の現場、船岡西2丁目の部分については、面積が7ヘクタールということで、そして天然更新ということで、そういう方法の造林なんです。

ということで、その辺の実態については、保安林をかける場合は、ちょっといろんな実態を考慮していかなければならないので、手続上は森林の所有者から申請をしていただいて、町で意見書を添書をつけて県のほうに出しまして、県のほうでは審議会があるんですけども、そちらのほうで諮問されて決定をされると、保安林の指定が受けられると。そうすると県指定の保安林という形になってくるんです。国有林が該当している場合は農林水産省まで関係するんですけども、国有林が近辺にはないと思いますので、多分県の指定でいいと思うんですけども。ただ、時間的には約1年くらいかかるそうです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 今のお話でも再び自然更新というお話が出てきたんですが、自然更新というのは、植樹するとかそういうことではなく、下草が生えてくる、あるいは自然のままの植物が生えてきて斜面が覆われるような形をとるとということなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 天然更新といいまして2つあるんですけども、1つは萌芽更新ということで切り株から芽が出てきて、それで木になると。それから、もう1つは天然下種更新ということで、自然界には種が幾らでもありまして、その種が山に付着して、それで木が伸びると。あそこの山は、将来雑木林ということになっていくんだと思います。その天然更新がまず始まるのが、二、三年ぐらいということなんです。実際、植林したよりも天然更新のほうが回復力というのは早いそうです。現実的には。ですから、一概に何もしない天然更新のかなというふうなものではなくて、そちらの方法も造林の一つとして認められています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 同じような天然更新で、実はその雇用促進住宅、この写真でいうと雇用促進の住宅街の右手のところは数年前から伐採されて、天然の更新でされていると思うんですが、あのような感じのイメージで捉えていいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 私も意識して見たことがないんですけども、天然更新なのでそうだと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問。

○11番（広沢 真君） こちら側からその伐採現場を見ると切株も残されているので、その部分も含めての天然更新はあると思うんですが、それで最も懸念されるのは、50年から60年杉林となっていた地域ですので、土壌が例えば落葉広葉樹のような腐葉土が形成されずに、非常に土質が保水力がない土質になっていると思うんです。そうすると、当面自然更新で新しく種が芽吹くのか、それか切り株から出てくるのかわかりませんが、表面上雨が降ると表土の流出というのはかなりの部分考えられると思うんですが、その部分についてはどういうふう考えられますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 確かに、今心配されるとおりだと思うんです。それで、私のほうでもこの議会が終わったらすぐに、大河原合同庁舎の林道振興部のほうに行って、現地を見ていただきながら、もちろん先ほど申し上げました保安林のことも聞いたり、災害について予想される部分をちょっと専門の方に、専門といいますか県のその担当の方に見ていただいて、万が一災害というふうになった場合でも指導が受けられるような体制をとりたいなと思っておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） それで、例えば土砂、当然この地形だと土砂の崩落なんかもあるんですが、ただ直接住宅街に及ぶ土砂の崩落というのは現場を見ると考えられないんですが、その土砂の流出の問題では大量に流れる可能性もあって、そういった場合の例えば排水路に大量に土砂が流れ込むといった場合の、例えば土砂のしゅんせつであるとか、そういう部分というのは、何ていうのか責任関係上というのか、その地権者なのか、それとも町なのか、あるいは地域住民の皆さんに自主的ななんていう話になるのか、その部分が要は地域住民の関心事の一つになっているんですが、そのあたりの権利関係はどうなっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 所有者、地元の住民の方々、そして町というふうになりますけれども、一つの災害というふうに考えれば、町のほうで率先してその部分については対応していきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○11番（広沢 真君） それで、特に今回、何というのか悪い意味でタイムリーだったんですが、1月に船岡西2丁目の水害問題の解決策を昨年度に予算をつけていただいて調査入ってもらって、それで排水路の改善によって一定部分の水害の改善ができるというようなことを示された直後に伐採があったもので、地域住民の不安というのはすごいですよ。

それで、1月に示された町側の対策というのが、この一番上の①の地図の、ちょっと見づらいんですが右上に「第3区集会所」というのがあります。船岡西2丁目の水害の集中しているところがこの第3区集会所の周辺で、その原因の一つとして調査で挙げられたのがこの雇用促進住宅からこの間の山林も含めた部分の雨水が一気に流入することによって、すり鉢の底状に地形的になっている第3区集会所のところに集まって、処理し切れずに住宅が冠水するというような調査結果があって、その改善のために今回町のほうとして示していただいたのが、また見づらいんですけども、ちょうど真ん中のちょっと上のあたりに「たてやまホーム」というのが書いてあります。それから、「ClassyHouse船岡」というアパートが書いてあって、その前の左から右へ行く道路に側溝の幅を広げて深くする工事をすることによって、第3区集会所近辺の水害を緩和するというお考えを示していただいたんですが、今回の山林伐採のファクターについてはこの調査段階では加わっていなかったと思うんです。その点について、その後の考え方というか都市建設課でも現場を見ていただいていると思うんですが、その部分についての考え方を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

4月になりまして、実は新根形互助会の会長さん初め副会長さん、それから会計さんでしたか、4月に入って9日でした。役場のほうにお見えになって伐採の状況を見てほしいという話を受けて、私も山の木がないなというのは遠目には見ていたんですけども、改めて現地のほうを確認させていただきますと、広沢議員さんお持ちの写真のとおりになかなか広い面積で伐採されているなという状況を確認してきました。

その中でもいろいろお話をさせていただいて、実は先ほど挙がりました調査結果に基づいて

今回側溝を入れるための実施設計を新年度でやりますというお話も4月にさせてもらったんですけども、その設計の際に今の状況も踏まえて再考しますと。もう一度考えを入れてみますという話もしていたんですが、実はその調査報告書の中身を見ると、そもそも今回のバイパスの側溝を入れるといったところには、今切っている山の水が入ってこないルートに、ゼロという意味ではないですよ、いろんな側溝でいろんな集水面積ということで背負った場所があるんですけども、直接的には流れ込まないというような区域の設定になっておりました。なので切った山が直接そのバイパスする一番低地とされるところに来るんじゃないかという心配はあるんですけども、今の調査上はちょうど雇用促進からまっすぐ抜ける一番太い幹線の水路があるんですけども、この山についてはそちらの水路に流れ込むということで当時の調査はいたしておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） だとすると、逆に心配になってくるのはそのバイパスの水路ではなく、この伐採地の出入り口のところの水路に入ってくるというふうに考えられるんですが、そうするとこの部分の実は前に都市建設課の人にも現地を見てもらったことがあるんですが、U字溝が入っていますが、その周りのコンクリートの破損や、それからがたつきがひどい、いわゆる古い側溝なんです。その部分の改善が新たに必要になってくるのではないかと。それをしなければそのバイパスの側溝だけではなく、また効果が上がるとされてきた部分も帳消しになってしまうのではないかという懸念があるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えします。

先ほど申し上げたとおり、今回の実施設計の中で、実はそのバイパス水路のところは実施設計をしますが、その際にこれからちょっと雨の状況もありますし、たまたま4月から降っていないので土砂の極端な流出というのは実は現場では確認していないんです。ただ、状況を見ながら、当然バイパスと別に今議員さんおっしゃったところの水路の効果を上げる必要があれば当然そちらのほうも検討の中に加えて見ていきたいというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） まだ確認はされていないようですけれども、ただこの伐採された跡地の土質を見ますと、例えば5番の写真を見ていただくと、これちょっと細かくて見づらんですが、風化して細かいかけらがポロポロ落ちこちてくるような状態です。そのかけらを手で砕くと大変粒子の細かい土になります。これが水に流れてくる可能性というのがありまし

て、それが流入すれば当然側溝にたまっていくというふうに思っています。

あと、最初の質問にも挙げましたが、その排水路の、特にこの西2丁目からさらに進んだ下流域の方で「最近土砂の流入がふえている」というふうにおっしゃっている方がいるんですが、その点についての認識はいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 現地を見ましたら、まさしく写真のとおりで、表土については風化が進んでいまして、多分ちょっと雨が降れば森にとどまらず下に落ちるんだろうとは思いますが、それがすぐさま下流に流れてくるという、全体的にです、流れてくるという認識はまだ持っておりません。

さらに、その下流域に土砂流入が見られるということなんですが、現地をちょっと歩いてみているんですけれども極端に、この山を切る前と後の比較という意味ですけれども、極端に土砂が流出しているというような認識はまだ持ってありませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 私に言ってこられた方は、むしろこの今回の伐採地域よりも、その向って右手のほうの恵林寺さんのお墓から、もっとこの写真でいえば手前のほうに向かったときの最初の伐採で土がむき出しになっているところからの流入がふえているのではないかとおっしゃっておられたんですが、その部分については確認したことはないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 申しわけありません。現地で切られた状況は確認したんですが、それが側溝に流れ込んだという状況は、ちょっと確認しておりませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） これから雨の季節になって、その流入の現状というのもつづさに見てもらった上で対策をとってもらいたいと思います。その点では、なかなか現状では、例えば住宅街のそばにある公共性の高い山林であっても、保安林の指定がない限りは地権者の希望どおりにせざるを得ないという状況があるというのは、私もその法的なものを調べていく上では理解はしているつもりなんですけど、ただやはり例えば船岡西2丁目だけではなく住宅街に隣接した山林というのが町内にもまだかなりありますので、その部分についても含めてぜひ検討していただきたいんですが、例えば前に訴えられたところでありまして、今伐採されていないですけれども、例えば西船迫の団地のここから言うと向こう側ですか、そこにある山林なんかは保安林の指定なんていうことはされているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 柴田町の森林整備計画書というのがありまして、その中では水源涵養機能ということで西船迫から成田、葉坂にかけて、そちらのほうはそういうような名称の保安林です。それで、山地災害防止の機能を持った保安林というのは富沢の東山とか四日市場の山根の、この前鬼石沢とかありましたよね。ああいう部分がかかっています。面積にしては山地災害関係では71.4ヘクタールの保安林がかかっている状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 以前、西船迫で斜面の崩落があったと思うんですが、そういうところというのは山地崩壊防止のための保安林の指定にはならないんですか。どちらがいいのかというのはちょっと判断に困るんですけれども、水源の保養のためのというのと。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 最初保安林がかかっていたのは、多分水源涵養ということで、あそこの山をそういう意味で守ろうということだったと思うんですけれども、今伐採なんかするとそういう部分が出てきていましたよね、現実的には。林業業者のほうで伐採があってというのはありますが、いずれ保安ですので、林業を守りながらもその森林を保安していくという部分では、その保安林が、種類が違いますけれどもそういうことでは、森林のほうはそういうことで守っていくという形にはなると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） わかりました。じゃあ、その部分の保安林の指定も含めて、今回の特に西2丁目の山林も含めた保安林の指定なんかを進めていただいて、住宅街の建設以前からある山林については、特に今回の船岡西2丁目の山林を見ても60年ぶりの環境激変ですから、当然その災害の大きなファクターになる得る可能性というのは十分あり得るわけで、その部分についての検討をされていっていただきたいなと思います。

それで、この山地災害の問題から派生して、昨年6月に館山西側斜面の山岸地区の小規模山地災害の復旧補助制度の問題について取り上げていたんですが、ちょうど1年たったわけですけれども、昨年来から私の取り組みとして、災害に遭った方々の救済制度、あるいは災害防止のための施策について伺ってきたわけなんですけど、それでことしも雨の季節がやってきて、昨年の山岸の小規模山地災害の補助制度の活用、その後の工事について結果は今どうなっているのでしょうか。伺いたいのですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。



○農政課長（大場勝郎君） 山岸関係の小規模山地災害対策ということの事業でやったわけなんですけれども、6月28日までには完了する予定なんですけれども、地元負担通常2割のところを1割にしてあその部分だけはなったんですけれども、町全体の部分についてはまだ結論が出ていないと思っていました。これ、防災の関係になると思うんですけれども。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 実は、町長に振ってしまってあれなんですけれども、昨年の災害の救済制度の考え方として、一つは見舞金制度、それから斜面崩落についての救済制度と、それから実際に床下浸水などが数多く起こってしまったときに、その時々で臨時の制度を設ける、三本立てでいくというふうなお話を議会でご答弁いただいたと思うんですが、その部分について山地というか斜面からの崩落問題でのその具体的な方策、方向性のお示しが、直接言葉としては伺っていなかったのその部分を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 三層制で対応するということがあったんですが、原則としては小規模山地災害は2割ということだったんですが、いろんな要因がありましてその個別案件としてたしか1割ということでお約束をして、実際に1割負担でやりましたんですけれども、全体につきましては多分まだ2割で対応するという方針は変えていなかったと思います。ただ、対象にならないものも対象にするというような関係で三層制にしたのではないかな、三層制ということを提案させていただいたのかなと。今までは対象にならなかった個人の山も町独自の制度で対応すると。ただし、その負担割合については多分2割という線を崩していなかったのではないかなというふうに思っていたところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 小規模山地災害の復旧補助制度は県の制度で、県が5割で、残りの5割を町が3割、個人負担が2割というような形でこれまでされてきたということで、意外とほかの自治体の方に聞いてみると意外と知られていない制度で、柴田町が利用しているのは結構この近隣でも多いというのは聞いています。それで、隣町の議員さんに聞いたら「知らなかった」というように言われましたので、その点では柴田町は例えば山地からの、例えば石が落ちこちてきて家が壊れたとかという被害地域でそれを防止するための策というのは利用されていると思うんですが、意外とこれまで被害があっても結局その個人負担の部分でネックになって制度を利用できなかったというのが結構あると聞いているんです。特に、山岸の地区もそうなんです、一番あったというように私が直接耳にしたのは、例えば富上である

とか、あるいは入間田、成田、葉坂あたりの、要するに山の斜面に張りついて住宅が建っているところ。それで、実は家の敷地から1メートルまでで斜面は別な人の土地というようなところから大きな石が落ちてきて家が壊れたなんていう話がところどころ聞かれるわけですが、そういう人たちの救済について、今のお考えではまだ考える余地があるというふうなご答弁にも聞こえたんですが、その辺のお考えをちょっと伺いたいんですがいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 確かにそういう災害、ちょっと聞いていまして、やれるやれない、農地については負担割合がいいんですけれども、山地については2割、小規模山地対策2割ですから、そういう面でなかなか手が出せないという話も聞いております。

それで、ちょっと今後県のほうの指導も受けながら、ほかにもいろいろ事例があると思うんです。きょうのタイトルにもなっておりますように、住宅に隣接する山林の雨による被害というのはこれからも続いていくものだろうと思っているんです。そういうときにその対策が正直限られているのと、それを守るための住民の、もし事業をやった場合の負担も、その事業によっていろいろなんですけれども、この一つ上の予防治山という交付金を使った事業では、例えば鬼石沢とかそういうところは負担がなくて県の事業でやってもらえるとかいろいろありますので、いろいろ調査研究していかなければならないかなというテーマとして考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 鬼石沢が100%県の負担だったのは保安林だったからですよ。だから、今後柴田町も保安林の指定などの検討を始めていただいて、その山地が公共性の高い山林ですよ。そういう部分について保安林の指定などを進めてもらう上で、そうなれば町の負担も個人負担も減っていく方向でなると思うので、その辺を検討していただきたいなと思います。

ただ、それと同時に、現行制度でも県の制度の中身は県が5割負担、あとは地元自治体と個人ということが指定されているだけで、割合については恐らく慣例でそうなっていると思うんです。前回もそのように話したと思うんですが、その部分の例えば起こった災害の中身を深く検討していただいて、3割、2割の枠組みをもう絶対動かさないよというようなことではなく、フレキシブルな形の制度にできるような形を考えていただきたいなというふうに思います。これは要望で、今後ぜひご検討いただければなと思います。

そしてあと、実際に例えば大きな石が落ちこちてきて家が破損したといった場合の被害に遭われた方に対する救済策としては、救済策というか部分については災害見舞金制度で対応できるのかなというふうにも思うんですが、ただこれもまた前に見舞金の制度を伺ったときには、その被害の認定については災害救助法の中身に準拠するというふうなお話だったと思うんですが、その災害救助法の中で岩石が落ちてきて家屋が破損したなんていう項目をなかなか見つけられなかったんですが、その部分についての対応を伺いたいのですがいかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 対応がその時々によって異なりますので、現在は今のところない状態なんですけれども、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 現状でいえば、災害見舞金制度も、対象になるのが半壊以上というふうになっているんですが、ただ家の壊れ方も、例えば岩石が飛び込んできてサッシが割れたとか壁に穴が開いたとかというふうなさまざまな事例があって、その都度判定をする際に、災害救助法の災害の被害規模の認定だけでは網羅し切れない部分があると思うんです。当然、山地災害で大規模な崩落があれば、激甚災指定なんていうのもありますから災害救助法の対象になるんですが、ただ小規模山地災の範囲での災害被害についての個人に対する見舞金制度の考え方というのは、これはもう応用問題になりますので、その部分をぜひ改めて検討して、もし起こった場合の対応について考えていただきたいんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 町の山であれば責任は町というふうになるわけですがけれども、それから法律的な網がかかっていたものについても業者が責任を負わなければならないと。ただ、今問題になっております民の間の災害をどの程度役場が責任というのは、多分ないと思うんですが、対応しなければならないのかというと、今おっしゃった見舞金制度しかないのかなと思っております。そのように小規模な災害が起こった場合の対応が、今基準としてありませんので、少し研究させていただいて、それではどの程度の小規模だったら、その小規模災害によって家がどの程度壊れたのかある程度の基準を決めないと、「あのとき見舞金出したんじゃない」と、必ず町民からそういう苦情が来るんです。ですから、この基準を決めるというのは、ちょっと議会の皆さんと相談させていただいて決めないと、多分もらった人は覚え

て、もらわない人のほうが覚えているんです。「あそこでやったとき、何で役場は。恣意的にやってるのや」こうなりますので、これはやっぱり基準をちょっと決めないといけないのかなというふうに思っております。

ですから、喜ばれる見舞金制度なので、出さないための見舞金制度ではありませんので、みんながそういう危険に遭う場合であれば、ある程度の基準を決めて応用問題を解いていくのも私の仕事だなというふうに思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 災害見舞金の話を、また私も議会で取り上げたときに話題になった一部損壊と半壊の話ともかかわってくるのですが、特に応用問題で、一部損壊なのか半壊なのか、生活実態からぜひ見ていただくのと、災害救助法においては例えば家の傾きであるとか、あるいは被害の部位の面積であるとか、そういう数的データの積み重ねによって積算して被害認定をしているわけですけれども、そこだけで済まない個人のお宅の被害というのがありますから、その辺も含めてちょっと難しい問題であるんですが、ぜひ検討の俎上にのせていただきたいなと思っています。

質問としては、特にこれから雨の季節がやってきます。それでここ二、三日、新たな台風3号というのが来て、何か梅雨前線を押し上げて東日本に大雨を降らせるのではないかなんていう話もありましたが、幸いそれたようではあります。これからまた雨の季節がやってきて、今回取り上げた船岡西はもちろんのこと、この議会の中でも一般質問で取り上げられている槻木の水害問題であるとか、西住は言うまでもありませんが、そういう部分で万全とは言わないまでも、ことしもまた緊張感を持って住民の声に耳を傾けながら防災対策、水害防止の対策を進めていただけるよう改めてお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、11番広沢真君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は11時10分から再開いたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番佐々木裕子さん、質問席において質問してください。

〔7番 佐々木裕子君 登壇〕

○7番（佐々木裕子君） 7番佐々木裕子。大綱2問質問いたします。

1問目、**新たな施策・戦略の活用及び特産品の掘り起こし**を。

宮城県は震災後、「観光で復興を」と掲げ、交流人口の増と経済の活性化を目指しました。昨年は東北6県が協力し、「こころ、むすぶ。東北観光博」が一年間にわたり開催され多くの観光客が訪れるとともに、大きな経済効果をもたらしました。ことしは宮城県で仙台・宮城デスティネーションキャンペーンがスタートし、「笑顔咲くたび伊達な旅」をテーマに全国的に観光キャンペーンが行われています。

今回、柴田町も桜まつりに向けて、マスコミ各社や旅行会社、JR等へ誘客活動を行い、柴田町の魅力を全国に情報発信いたしました。また、新たな取り組みとして、「おもてなし部会」や「おもてなし協力店」を依頼するなど、観光客と商店の交流や訪れた観光客の方々を温かいおもてなしの心で迎える体制を整え、桜まつりが開催され、大勢の観光客が訪れました。

そこで伺います。

1) 今回取り組んだ施策や戦略はどのように活用され、その効果を町はどう捉えているのか。

2) ことしは観光バスの公園への乗り入れを試みましたが、観光客の方々にとって不都合となることはなかったのか。

3) 柴田町の特産品として新たな商品開発は大変重要なことであります。町の活性化に向けて欠かすことのできない課題の一つであります。そこで、新商品とともに以前の売店時代に販売していた商品に目を向けてみてはいかがでしょうかと思います。これまで忘れ去られていた品々の中に特産品として活用できるものがあるのではないかと考えておりますが、町としてのお考えは。

4) 今年度は観光特産品開発宣伝事業の予算枠の中で、物産品宣伝の一環として物産館のディスプレイを専門家をお願いすることをお勧めいたします。そのお考えはあるか。

5) さくら連絡橋関係で桜の木が1本伐採となりますが、その木を使って記念の桜としての商品開発を行ってはいかがでしょうか。

大綱2問目、**通学路の危険回避**について。

東船岡小学校区の通学路で、下校時に剣崎、剣水等方面の子供たちにとって大変危険を強いられている場所があることを町は把握していますか。県道沿いのビッグ出入り口の横断歩道は時間帯にもよるものと思いますが、大変危険な思いをしながら通行している子供たちがたくさんおります。

また、通行する際、車の往来が激しくずいぶん時間のかかる子供もおり、そのことでご父兄の方々にとって心配が絶えない日常です。

現在、登校時には子供たちの安全確保にと毎日見守り隊の方々ボランティアで活動して、協力をいただいております。見守っていただいている間は安全に通ることができますが、その後の時間は子供たちにとって危険が伴う時間帯となります。

これから柴田町を担う子供たちを守るために、町は今後この通学路に関してどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、町長、2問目、教育長。

最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員の大綱1点目、5点ほどございました。順次お答えいたします。

1点目、今回取り組んだ施策・戦略ですが、今回の桜まつりは、4月から6月まで仙台・宮城デスティネーションキャンペーンが開催されていることから、「花のまち柴田」を全国に発信する絶好の機会と捉え、お客様へのおもてなしをキャッチフレーズに、一般町民からのボランティアと町職員がスタッフになり、JR船岡駅や白石川堤等に案内所を設置し、観光案内等を行いました。

また、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに合わせて運行したバスツアーに乗り込んで、町の観光案内も行いました。さらに、JR船岡駅から船岡城址公園までの6店舗が「おもてなし協力店」となり、観光パンフレットの配布や道案内、休憩に利用していただき、観光客の皆様におもてなしの場を提供いたしました。今回のおもてなしにより、来年以降さらなるリピーターの増加が期待されます。

ハード面においては、船岡城址公園のバリアフリー工事により、歩行者の方に新名所、桜坂を歩いていただき、桜のトンネルを楽しんでいただきました。また、花壇整備や多様な花木を植栽したことで、桜まつり終了後も観光バスが訪れておりました。ですので、桜以外の時期も花を楽しむことを知ってもらえたのではないかと考えております。

マスコミ関係では、仙台放送で船岡城址公園の山頂に情報カメラを設置し、4月10日から20日まで毎日ニュース番組や天気コーナーの中でリアルタイムに桜の映像風景や船岡城址公園の眺望のよさを伝えていただきました。また、NHKのてれまさむねにおいて、1分30秒余りの長い時間にわたりまして船岡城址公園の新たな魅力、桜坂を中心に紹介していただいたところでございます。

さらに、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンによりJRや旅行会社等の関係機関と連携することで、首都圏から多くの観光客を呼び込むことができました。その結果、ここ10年で最高の人出、最高の売り上げ、最高の観光バスや最高の外国人が船岡城址公園に訪れました。

今後、町では観光客を初めとする交流人口の増加による経済効果を図っていきたいと思っております。1年を通じてフラワーガーデンの整備や観光イベントを企画するとともに、宮城県や他の市町村と連携をとりながら、マスコミ各社、旅行雑誌、旅行エージェント等へのプロモーション活動を積極的に行い、誘客に努めてまいります。

2点目、不都合な点でございます。園路の補強工事が終了したことから、観光バスを観光物産交流館前駐車場へ上げることで、スロープカーに乗車したり、「樅の木は残った」展望デッキから白石川堤の桜と蔵王の眺望を楽しんでもらうなど、限られた滞在時間の中で船岡城址公園を堪能していただきました。観光客の皆様にはとても好評だったことから、来年もこの観光バスは継続していきたいと思っております。

昨年苦情が多かった観光バスを含めた車の案内誘導に関しましては、国土交通省が国道4号線に2基、大河原土木事務所が県道に船岡城址公園案内板看板を3基設置してもらったことで、昨年と比べると案内への苦情は少なくなりました。

しかし、観光地としてのレベルを上げるためにも、案内看板の増設や協力金の要請看板を初め、船岡城址公園を訪れた観光客のための公園内の道標整備や花の名前が記された表示板、歩きやすい園路の整備、トイレ不足の対策は必要だと思っております。

3点目、忘れていた特産品の関係でございますが、過去には船岡平和観音像、「樅の木は残った」の壁かけ、樅の木という日本銘酒等の特産品がありました。今後、観光資源やこれまでの特産品を見直し、新たな特産品の開発を進めていきたいと思っております。また、農・工・商が連携し、地域資源を活用した加工品開発による新たな特産品開発も進めてまいります。

4点目、ディスプレイの関係でございます。今回の観光特産品開発宣伝事業につきまして

は、地域の魅力と連動した特産品を発掘調査し、ブログ等のソーシャルメディアで情報を発信すること。また、地域の魅力を知る体験ツアーや町の観光イメージ調査を実施し、今後の町の観光のあり方を考え、特産品開発や体験ツアーに生かすものです。

また、仙台に拠点を置くタウン誌で、柴田町の観光情報、体験ツアーの募集、特産品の情報発信等を発信し、町の魅力を広めるものでございます。

農産物直売所利用組合「結友」の会員の皆さんが、観光物産交流館に毎日農産物や加工品等を持ってきていただいておりますが、価格や鮮度で魅力があってもお客様と商品が出会う売り場でその魅力を表現できなければ商品は売れませんので、その魅力を表現する技術が陳列技術で、季節感、美しさ、おいしさ等を演出することが大切です。例えば、お客様の大多数を占める女性の平均的な身長は150センチメートルから160センチメートルぐらいなので、目の高さは145センチメートルぐらいになります。視線は通常下方に向いていることから、床面60センチメートルから120センチメートルの高さが最も見やすい高さになります。また、崩れやすい陳列は購買意欲をそいでしまうことにもなります。観光物産品開発宣伝事業の中で、このような陳列技術のノウハウも習得できるように進めていきたいと思っております。

5点目、さくら連絡橋で桜の木が1本伐採されるが、その商品開発ということでございます。伐採する桜の木につきましては、白石川堤の一目千本桜の1本という貴重な桜であることから、大切に扱わなければならないと考えております。

横浜市では桜の記念伐採木活用プロジェクトと称し、植えかえの必要な桜を伐採し、市民にテーブル、椅子、看板、写真立て、染色の材料などに利用してもらい、さまざまな形に変えて身近に置き、桜の記憶として活用している例もありますので、記念の桜としての商品開発も含め、皆さんの意見を聞きながら有効に活用していきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（加藤克明君） 次に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱2問目、通学路の危険回避についてお答えをいたします。

東船岡小学校区の通学路において、議員ご指摘のとおりイオンタウン柴田店の県道側の出入り口については特に注意を要する箇所として把握しております。マックスバリュ柴田店として平成10年11月に開店以来、この出入り口付近において運転者の不注意等による交通事故が発生していることから、平成18年に町担当課と大河原警察署、イオン株式会社の3者で協議しました。なお、町担当課は当時のまちづくり推進課と教育総務課です。



改善策としては、通学路の変更や信号機設置は困難な状況から、出入りに横断歩道を設置するとともに、駐車場から退出する場合の槻木方面行き右折レーンを廃止し、出入り口における歩行者の横断距離の短縮と交通量の軽減を図りました。また、駐車場の出入り口付近に通学路歩行者注意看板を設置するとともに、歩行者との接触を防止するポストコーンを歩道に設置するなど、歩行者とドライバーに対する注意喚起に努めました。

現在、地域の皆様のご協力により見守り隊が組織され、学校と町教育委員会が委嘱するスクールガードリーダーと連携して、児童の登下校時、特に下校時における安全確保に努めていただいております。また、地区子供会においても、児童への定期的な交通安全指導を行っていただいております。

今後も、学校と家庭における児童への交通安全教育の徹底を図るとともに、イオンタウンの県道側に設置してある通学路歩行者注意の看板を見やすくすること、それから植栽されている樹木の枝払いや刈り取りをしていただき、運転者から歩行者を確認しやすくすること、停止線や駐車場出入り口への誘導線など路面表示をカラー化することなどについて、大河原警察署の指導をいただきながらイオン株式会社との協議の上、改善策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 再質問させていただきます。

それでは、まず1問目ですが、誘客活動については旅行会社等のそういう情報発信が今回はお客様の増につながったということで、大変うれしく思います。観光客の方に大変喜んでいただいたということなんですけれども、何か意見とか要望等のようなものは何か出ているということはございませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 桜まつり期間中なんですけども、アンケート調査実施いたしました。その中で主な意見ということで、自由な意見を書いていただいたんですけども、改善点のほうでは、「関係者、従業員の方が上の駐車場に車をとめるのはおかしいんじゃないか」ということで、お客様を優先に考えるべきではないかというような意見をもらっています。それから、町内の方なんですけれども「駐車場の料金が安い」ということ。それから、「町民からはお金をとらないでほしい」というような意見もございました。それから、「案内掲示板がもっと欲しい」というような意見。それから、「トイレが足りないので、もっとふやしてほしい」「スロープカーの待ち時間が長い」というような意見。それから、「花の

名前の名札をつけてほしい」というような意見。それから、「三脚を立てたカメラマンが多くて邪魔なので排除してほしい」というような意見がございました。

これらについては、来年の課題として解消に向けて取り組んでいきたいと思います。

それから、よかった点ということで、「感激した。また来たい」というような意見。それから、「スイセンやその他花もきれいだった。大変満足した」というような意見。それから、「毎年来ているが、ことしのライトアップにはびっくりした。とてもよかった」というような意見。それから、「スタッフの皆さんの笑顔が桜以上にうれしかった」というような意見もございました。そのような意見をいただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） そのご意見等に対しては対処を行うと、来年に向けていろいろ対策が行われるということなので、それでは次に。

今回おいでいただいた観光バスなり観光会社等のほうに、お客様が帰られた後に、町のほうから何らかの形で姿勢を見せたことがありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 実は、昨年にDCキャンペーンにかかわるエキスカーションというのが行われて、船岡城址公園のほうに旅行会社19社30人が来町したんですけれども、その際展望デッキとかスロープカーとか観光物産館を見ていただき、その際全員と職員が名刺交換をして、全ての会社に御礼状、それからパンフレット、桜まつりのポスターなどを送付しております。今回の桜まつりの御礼状を各会社に発送したいということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） そのようなことを行っていただけということなので、安心いたしました。

それでは、次に今回確認の意味でちょっとお伺いいたしますけれども、「おもてなし部会」、構成された方をもう一度ご説明ください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 今回のおもてなしについては、まず観光案内所の設置ということで4カ所設置いたしました。白石川堤と、それから……メンバーということですか。

町職員、それから歴史観光ガイド、それからシルバー人材センター、延べで大体300人くらいの協力をいただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 300人とは驚きました。ありがとうございます。皆さんにご協力いただいたんですね。

それでは、この中で職員の方は何名入られておりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 延べで大体250名ぐらいだと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、250名ということでは職場の地位とかそういう感じでは、大体皆さんが大体参加されたということになるんでしょうけれども、今回ツアー同行に職員の方が同行してありましたけれども、その同行にはどういう方が同行されたのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 観光バスの案内については、今回観光物産協会のほうに臨時で来ていただいています早川さんという方がいるんですけれども、日本旅行を退職した方なんですけれども、その方を中心に役場の職員、それからボランティアの方も入っていただいて案内をしているというような状況でございました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） その一つのツアーに何人で同行されたのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） びゅうバス関係なんですけれども、職員2名にリーダー的な形で早川さんに入っている3名で案内しているというような状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、職員が同行したツアーの回数ですか、おわかりになればお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） びゅうバスについては4月12日から21日までの10日間、それで3名、職員については2名配置ですので20人ですか、20人の職員が担当した。それから、ハヤカワさんが10回ですか。20人の10人というような延べ人数になります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） そのツアーの同行いたしまして、皆様方にはどういう案内とか、そのほか何かやられたことはございますか。ツアーの同行の行動といたしますか。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（小池洋一君） まず、最初に東船迫地区でバスをおりていただきますので、40人ぐらいの団体になりますので、前と後ろに職員がつきながら、案内をしながら同行しております。それから、ホテル原田で昼食ということで、それから城址公園に来たわけなんですけれども、城址公園も展望デッキ、それからスロープカー等の案内をしたというような状況でございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 7番（佐々木裕子君） その中では町のPRとかそういう次に向けてのイベント紹介とかはご紹介はなかったのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（小池洋一君） 観光面、それから歴史面での紹介はしておりますが、パンフレットに次のイベント等の紹介もしておりましたので、パンフレットの説明も多分したと思うので、パンフレットの1年間楽しめる公園というようなことで担当の方は説明をさせていただいているということで受けとめております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 7番（佐々木裕子君） 職員の方が20名、トータルして20人になるわけですけれども、職員減少の厳しい中、通常の公務に支障を来すということはなかったのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（小池洋一君） トータルで、延べで250名ということですので、1人で2回出た方もいらっしゃるということなんですけれども、職場の仕事で支障を来したというような話は聞いておりません。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 7番（佐々木裕子君） 「おもてなし部会」というのは今後も続けていかれるのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（小池洋一君） 今回取り組んだおもてなしについては、来年度はもっとグレードアップして取り組んでいきたいということで考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 7番（佐々木裕子君） 同行というのも大変でしょうけれども、ツアーに職員の方が同行するということで、お客様のほうの反応というものはどういうものがありましたか。職員。普通一般、行ったときに職員の方がツアーに同行するというのはなかなか珍しいと思うんですけ

れども。そういう何か反応は聞いてはおりませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） いろいろな方とお会いできて、いろいろな話をするこ  
とによって大変勉強になったということで、一部聞いております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） では、その同行された方々の土日も関係なく同行されていたような方  
もいらっしゃるみたいなので、大変ご苦労さまでした。

それでは、次に「おもてなし協力店」ですけれども、参加店が6店舗ということで、今後に  
向けて参加店のほうから何かご意見等は出ておりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 今回参加していただいた6店舗にアンケート調査をしたわけ  
なんですけれども、それでまず売り上げ関係については、3店が前年度を上回ったというこ  
とで、3店については前年と変わりはないというようなお話でした。それから、新しく  
メニュー、お菓子関係のメニューを準備したというお店が2店ありました。それから、意見  
としてはトイレの利用なんですけれども、駅のトイレが改修されて便器の数がふえましたの  
で、トイレの利用が少なくなったというようなお話がありました。それから、駅前で食事の  
場所を尋ねられたが、ないのに困ったというようなお話でした。それから、疲れている方が  
いるので、喫茶店や休める場所が少ないというようなお話。それから、全店とも来年もぜひ  
協力したいというようなお話をいただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） ただいま、食事するところだとか休憩するところが少ないという答弁  
をいただきましたけれども、それに対して今後町はどのようにお考えになっておられます  
か。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 食事場所については、今回のパンフレットの中である程度の食  
事場所については入れ込んでいたんですけれども、もう少し食事できる場所を町内の店を  
ふやして表現するというようなことと、それから休める場所という意味ではベンチ等そうい  
うようなのを設置して、疲れた方には休んでいただけるような取り組みをしていきたいとい  
うようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） あそこのメイン通りになるところの住民の皆様方にはご協力を仰いでいただくために、何かお話とかなさったことはないんでしょうか。こういうふうに来ていただいた方が休むところが少ないとか、あとそういうために住民の人たちももうちょっとそういうイベントに加わっていただくような話の場をつくったというようなことはございますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） おもてなし自体が今回が初めての取り組みでしたので、来年、再来年に向けてもっとグレードアップしていくということで考えておりますので、来年、再来年にご期待していただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） では、次に観光バスの公園への乗り入れなんですけども、大変好評で喜んでいただいたということがありましたけれども、聞きましたところ観光バスの方がツアー客の方が、到着と同時にトイレ、やっぱりこれもトイレが先ほども出ていましたけれどもトイレが少ないということで。今回、大変行列になって、お客様たちが困ったという事例があるみたいなので、今回その件に関しては町のほうはどのようにしていけますか。トイレふやすとか、来年まで。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） トイレ関係については、ことし観光バスが最高のときは16台ぐらい駐車場に駐車していました。バスが続けてきますと、どうしてもトイレに駆け込む観光客の方が多いものですから、どうしても混雑してしまったというような状況がありますので、来年度はトイレは新しくつくることはできませんので、仮設トイレで対応していきたいと思います。それから、頂上のほうにトイレを設置していく方向で、今検討しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 今回は、宮城県のデスティネーションキャンペーンもありまして、観光バスの方が村田でおりて、そのまま柴田町の城址公園に来て停止するものですから、やっぱり混雑したという部分があるようなので、その辺また来年度に向けて対応よろしくお願ひしたいと思います。

それから、商品開発に当たってですけれども、いろいろ企画がなされているようですので、今回以前の売店で売られていた、先ほども三角の、ちょっと聞き逃しましたけれどもそういうのとか、町長からも答弁ございましたけれども、そのほかに柴田町には観音様があるんで

す。象徴です。その観音様のレプリカ、そういうのも売っておりました。大小、大きいものでは多分70センチメートルぐらいだったと思うんですけども、もうちょっと大きいかな。小さいものと30センチメートル、25センチメートルぐらいかな、そういうのがあったと思うんですけども、そういうものも町の象徴でありますのでぜひ使っていただきたい。もう一度復活させていただきたいなと思います。

それから、そのほかとつくり、「樅の木は残った」と書いたとつくりがあったはずですよ。おちょこと一緒に。そういうものとかいろいろ多分隠れているものがあると思いますので、その辺何か資料みたいなものは残っているはずなんですけれどもどうでしょう。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 船岡平和観音については、うちらほうの後ろにありますので、これは間違いなくありました。それから、「樅の木」というような日本酒ですか、とつくりに入った日本酒。それから、「樅の木は残った」の宮城彫りというんですか、壁かけですか。そういうようなのがありましたので、そういうものをもう一回どういうものがあったか見直しをしまして、今回の観光特産品開発宣伝事業の中で新たな商品を開発していきたい。前の古いのも見ながら開発を進めていきたいというようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） ぜひ、もう一度忘れていた商品も柴田町のPRになる商品、特産品となる商品があると思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

それでは、ディスプレイ関係ですけども、ディスプレイはディスプレイ自体には使えないという、先ほど町長の答弁だったと思います。それで、私がお聞きしたのは野菜の並べ方とかそういうことではなく、野菜とほかにお土産品として売っている部分がございます。その部分のディスプレイです。そこをもう少し、商品がわかるような形でディスプレイできないものかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 今のところ、商品の陳列については持ってきた方が個人で配置しているというような状況です。やはり全体を管理するような人が必要だというようなことでは思っていました。

ただ、今回先ほどお話ししました観光特産品開発宣伝事業の中で、陳列技術のノウハウなんかも勉強することができますので、その辺はちょっと業者のほうと話し合いをしながら進めていきたい。見やすさ、それから触りやすさとか、選びやすさとか、そういうものを基本に

研究していきたいというようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） そういうふうにしていただけるとありがたいですね。私もあそこで袋を1つ買ったんですけれども、買ったものを入れて持って歩いていたら「わあ、かわいいね。きれいだね」何て言われまして、「どこで売っているの」「物産館で売っていますので、どうぞ」と。そのときに物産館でやっぱりそういうものをちょっと、紙か何かを入れてちょっと飾るだけで大分違うと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の桜の木が伐採で、その桜の木を使っていただきたいということで、先ほど町長の答弁ではいろいろそういうふうには、テーブルなりいろんなものに変えて使っている県もあるということで、柴田町もそのようにしていただければなと思います。

そして、私今回見ていただきたくて持ってきました。陸前高田の一本松なんですけれども、こういうキーホルダーです、これは。キーホルダーとか、いつもしていないんですけれどもきょうはしてきました。こういうブレスレッド。そこに、「3.11」と書いてありまして、松の木も描かれております。こういう形で。そういう余り大きな品物だと値段もかさばりますし、また資材にも資源にも木が1本ですので、そんなに多くとれないと思うんです。多分中は空洞になっている部分もあるのではないかなと思うので、こういう小物で皆さんにつくっていただく。そしてまた、それが一つのイベントにもなるのではないかなと思うんですが。あと、桜の木を裂いてミサンガとかみんなで作くりましょうみたいな、そういうこともできるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 一目千本桜の貴重な1本でございますので、記念の桜ということで商品開発も含めまして、多くの皆様の意見を聞きながら有効に活用していきたいということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） ぜひ、一つのイベントとしてできると思うので、そういうことを行いまして、皆さんにつくっていただいて、その中からあとほかの方たちにも販売できるような形で持っていければいいのかなと考えておりますけれども、そのようにお願ひしたいと思います。

それでは、次に大綱2問目の通学路のほうに移らせていただきます。

通学路ということで、ちょっと2問目の再質問に入る前にお礼を述べさせていただきたいと



思います。船岡城址公園の北側の歩道延長ですけれども、6月初めに電柱も移転となりました。すっかり出来上がり、通行が本当に楽になりました。高校生がよく自転車で通っているわけなんですけれども、その高校生の人たちにちょっとどうですかと聞いてみたんです。そしたら「すごく通りやすくなって、ありがとうございます」というお礼の言葉がありましたので、ここでご報告させていただきます。本当に、ここに整備に携わった方には感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通学路の危険というものは、形は違えどどの路線においても言えることだと思います。子供たちが安全で安心して通学できるよう、毎日ボランティアの方が見守っていただいている見守り隊の方々には敬白いたします。

それで、今回質問いたしましたビッグ前につきましては、答弁に当たりまして店舗入り口となっておりますので、私検証いたしました。子供たちが通学する時間帯に合わせて、午前と午後でどれだけの車が往来しているのかちょっと調べてみました。それで、私が調べたのは2時45分からです。午前中の場合ちょっと1時間ぐらいいたんですけれども、そんなに車の往来がありませんでしたので、そんなに危険度は高くないのかなと思い、戻ってまいりました。

それで、下校時に合わせまして2時45分から5時までの2時間15分、何と650台を超す車が往来しておりました。これには私もびっくりいたしました。随分多いんだなと思いました。それで、1分間にちょっと渋滞したようなときに数えてみたんですけれども、1分間で10台以上の車が出入りしておりました。本当に、その中で出入りする際に一時停止を無視している車が大変多く見られました。そして、一時停止はするんですが、見通しが悪いものですからどうしても横断歩道を塞ぐ形で安全確認をするんです。そういう状況の中で子供たちが通らなければいけない部分もありまして、大変本当に子供たちのほうからも見えない、運転者側のほうからも見えない部分がたくさんあります。また、売り出しとかあれば、売り出しというのは日曜祭日とかそういうことになるのでしょうかけれども、そういう場合はもっとそういう危ない部分がふえるのではないかなと思いますけれども、そういうことは今私の検証したことをお聞きになって、どのように思われますか。お伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） ご質問にお答えいたします。

ご質問いただく前からも、やはりこの箇所は何回か議会でも取り上げていただきましてご質問いただいて、今先ほどの教育長の答弁で申し上げましたような対策も、その都度対応させ

てきていただいているという状況でありますので、なお注意して学校のほうにも指導してまいりたいと考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） ちなみに、私が検証した日は金曜日なんですけれども、見守り隊の方も誰もおりませんでした。それで、子供たちに聞いてみました。「ここ、見守り隊の人たち立っていないの」と。そうしたら、以前は見守り隊の方もおりましてし、先生が立ってくれたこともあったということです。ですが、最近ずうっともう誰も立っていないということでした。それで、どうしてほしいか聞いたんですけれども、一応子供たちの中からは横断歩道中の旗、あれが欲しいということでした。横断中の旗。それからあと、父兄の方からはこれはお店の方々との話し合いが必要ですから大変ではないかなとは思うんですけれども、一方通行にはできないものかと。出入り。帰りはフローラのほうの信号のほうに出るような形で一方通行にできないものかという声がありました。これは本当に、そこでもし事故が起こった場合には店側の方もお客様に悪い印象を与えるような感じになってしまうので、そういうことも含めて、お店側のほうからまた警備の方を通学時間帯にだけでも出してもらえないかとか、あと見守り隊の方は何人もついていらっしゃるところもあるんです。そういう方で、そちらのほうについていただけませんかとかそういうお話を一度行っていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務長。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答えします。

今の現場で金曜日だったのでしょうか、調査いただいたということでございました。大変ありがとうございます。そのときに見守り隊の方たちがいらっしゃらなかったと。子供たちのお話ではここのところちょっと見かけないんですというお話だったかと思うんですけれども、私のほうで学校のほうに確認させていただいたときには、見守り隊でご協力いただいている東船岡小学校につきましては、150人の皆様のご協力をいただいているということでございました。やはり、箇所数もそれぞれに配置をしていただいてご協力いただいていると思っておりますが、なおのこと学校との確認をしまして皆様のご協力をいただけるように、また教師が配置できるものであればそのような体制も今後考えていきたいと思っております。

それと、今ご質問にありました、イオンタウン柴田店さんのほうと今の警備関係のご協力については、これから話し合いを持って対応のことをお願いしていければよろしいかなと。

あと、出口のことにつきましては、前の教育長の答弁にも申し上げましたように、これまで

北側、県道側から槻木側も、あと大河原側も出るような出入りをしておったんですが、それはやはり一方だけということで大河原側だけの出口。そして、槻木方面につきましては、今ご質問にもありましたように、イオンタウンさんの東側の出入り口からフローラ側、そちらから出てT字路の交差点を使って槻木方面に行っていただくというルートでしているところでございますので。ただ、あそこの県道側からの出入りを一切閉鎖するという事はなかなか難しいのかなということも考えますので、そのことについても一時停止、また横断歩道という旗ですか、そういうことにつきましてもこれから準備するように考えてまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。ちょっと済みません。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 補足させていただきたいと思います。

先日、イオンの会社の方と話し合いをさせていただきました。その中において、やはり見晴らしというか樹木等が伸び過ぎているというようなところで、昨日低木についてはほとんど整理していただいた。そして、看板も北側出入り口もきちんと通行路の看板が見えるように、これも会社のほうにお話ししたところ、それも対応していただいた。そして、一旦停止の白線についても、7月には会社として白線を引きたいと。こういうような形で前向きにイオンさんのほうからは協力のお話をいただいているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 先ほどの答弁で槻木のほうには行かないよという答弁でしたけれども、私が立ったときには随分行っているんです。その辺のやっぱり皆さんへの周知、その辺もうちょっとわかるような看板の立て方なりなんなりお願いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） この辺については、私のほうでイオンタウンさんと交通安全、あと通学路の安全確保という面で再度話し合う機会がありますので、その席次においてきちんと表示、誘導板についての整備も依頼をしておきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、子供たちの安全・安心を、どうぞ危険から守る上でそのように話し合いを持っていただき、解消していただければと思います。

私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、7番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

13時から再開いたします。

午後 0時01分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1 番平間幸弘君、質問席において質問してください。

〔1 番 平間幸弘君 登壇〕

○1 番（平間幸弘君） 皆さんお疲れさまです。1 番平間幸弘、大綱1 問ご質問させていただきます。

**水田の大型ほ場整備の推進について。**

日本の農業を取り巻く環境は、米価や農業生産物の価格低迷、担い手の高齢化、後継者の不足に加え、TPP など厳しいものがあります。柴田町の農業環境も同様です。特に農業の担い手の減少や高齢化は深刻で、所有している水田の担い手に耕作をお願いしても断られるケースがふえ、遊休地がふえる原因になっています。担い手も大部分が10アール区画のため、耕作面積が限界に来ており、条件が悪い水田は請け負わない担い手や生産組織がふえております。

このような状況の中、大型ほ場整備と集落営農組織の立ち上げが急務ではないかと考えています。今年度当初予算で、ほ場整備事業基本計画資料作成業務の委託費として100万円を計上していますが、大型ほ場の推進について何点かご質問いたします。

1) ほ場整備事業基本計画資料作成業務はどのような内容を委託するのか。

2) 集落での大型ほ場整備への関心が高くなっていますが、いつごろから集落等で話し合いを進めるのですか。できれば、ほ場整備をどのように進めるのか、具体的にプロセスや年次計画はどのようになっているのかお聞きします。

3) 米価の低迷や現在の土地改良費負担を考えると、ほ場整備を実施した場合の農家の負担は限りなくゼロに近づけないと農家の賛成を得ることは難しいのではないかと考えています。国や県、町の補助を受けて事業を進めることになるとと思いますが、補助率などを含めて農家の負担がどの程度になると想定していますか。また、独自政策として農家の負担軽減を考えておりますか。

4) 柴田町土地改良区との連携が不可欠となりますが、どのように連携していきますか。

5) ほ場整備の推進や担い手の確保のためにも各集落単位に集落営農組合の設立も急務だと考えますが、推進体制や集落の取り組み状況をお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間幸弘議員の水田の大型ほ場整備の推進について、5項目ほどございました。随時お答えいたします。

1点目、内容でございますが、委託業務は柴田町の農地面積800ヘクタールの基本計画を作成するものです。内容は、農道、用排水路系統の簡易調査やほ場整備を効率よく整備するための基本計画図の作成です。

2点目、本年度は発注する基本計画資料作成業務が完了した後、大河原地方振興事務所等の指導を受けながら、柴田町土地改良区と連携して各集落ではほ場整備についての意見交換を行います。具体的なプロセス、年次計画につきましては、各集落の意向により整理してまいりたいと考えております。

3点目、ほ場整備に係る農家の負担額については、経営体育成基盤整備事業で実施した場合は、国が50%、残り50%をそれぞれ県が27.5%、町が10.0%、農家が12.5%の割合で負担するようになります。なお、農地の集積状況、現状の農業用排水路、農道暗渠排水、地質によって、農家の負担額や割合は異なってきます。柴田町としましては、極力農家の負担が軽減できるようにするため、面積の減歩は発生しますが、農道、用排水路などの用地買収を行うなどの方法を検討してまいりたいと考えております。

4点目ですが、ほ場整備につきましては柴田町土地改良区も町同様に推進していく考えを持っており、今後具体的プロセスや年次計画を進めていく中で、役割分担を整理していきたいと考えております。

5点目、現在下名生生産組合が集落営農組織として運営しております。また、人・農地プランを策定した中名生、四日市場、富沢、入間田、葉坂、成田、船迫地区では、生産共同利用組合にライスセンターが設立されており、この生産共同利用組合が集落営農組合として農業経営ができるようにしたいと、人・農地プラン策定会議の話し合いで出された地区もありました。

なお、人・農地プラン策定会議時に各集落とも連合会長、生産組合長、各集落の担い手で農地集積に向けた話し合いが行われております。今後、人・農地プランを推進する中で、集落

営農組織の設立に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 今、町長から答弁いただきましてありがとうございます。

実際農家の負担、12.5%ぐらいの負担になるんじゃないかなということで、国50%、県が27.5%、町が10%、個人が12.5%ということなんですが、大体平均的にどのくらい金額ベースでかかるか、その辺お答え願えませんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 設定として、今平均が県内のほ場整備で130万円が10アール当たりの事業費だそうです。それで、12.5%という農家負担を考えますと、大体約16万円、10アール当たり16万円というような金額になります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 今、16万円ぐらいということなんですけれども、実は十数年ぐらい前でしょうか、富上地区においてもほ場整備の声が上がりまして一度計画をしたことがあったんですが、最終的には頓挫してしまった形になったんですけれども、そのときの農家負担の金額はお幾らだったでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 私も4月から新人で、その昔の情報はちょっとわかっていないのですけれども、富上とかほ場整備、槻木のほ場整備の後に推進したらしいんですけれども、やっぱり同意のほうで確かに金額が問題だということで、金額についてはちょっとわかっておりませんけれども、まだ集落内の合意形成ができていなかったような状況の中で進めたことで不成立だったというふうに聞いております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） その十数年前のほ場整備の話で進めたとき、槻木地区1地区しか実現できなかったということなんですけれども、今回町の姿勢として、地区がまとまらなければやらない、もしくは地区を必ずまとめて実現するという、そういう行政側のスタンスなのか、今回はどちらでいくのかということをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） ほ場整備については、課題が農業後継者がいない。それから、農業者自体が高齢化しており、あと5年、10年では大きく世代もかわっていくなかで、今、人・農地プランの推進をしております。集落営農を推進しております。そういう中で、全地区、

今、人・農地プランの合意形成ができているところが11地区なんですけれども、船岡、新田、上名生地区がまだできていなくて、最終的には12地区になるんですけれども、そういうところも含めてその合意形成があったところで、そしてなおかつ今回はラストチャンスというような時機にありますから、そういう意味では全地区をまず推進していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） ほ場整備事業基本計画資料作成、とりあえず資料をつくってみなければわからないということもあるんでしょうけれども、できれば農政課といますか町担当職員が各地区に入っていて、集落の声をとにかく吸い上げて、今回ラストチャンスとおっしゃいましたけれども、集落を何とかまとめていただければなというふうに思います。

実際のところ、今米の水田に関してですけれども、柴田町において水田の担い手農家というのは今何軒くらいありますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 認定農業者で38戸でございます。これには花卉も入っておりますけれども。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） その方々の平均年齢を教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 平均年齢についてちょっと求めておりませんので、今資料がございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 多分、60歳は超えているのかなというふうに思います。そうすると、やっぱりこのほ場整備に関して今後10年ぐらい以内、七、八年でやっていかないことには次の世代につながっていかないというのはなぜかといいますと、私も実は田んぼとか水田がありますけれども、実際のところその認定農家の方に耕作していただいているという状況でございます。それで、実際耕作されている方がもう65歳を超えているということで、あと10年がいいところかなと。10年後にじゃあ返しますと言われても、私実際つくれないかなと思うんです。それで、そういうことも含めてこの大型ほ場整備は一生懸命進めていただければなと思っております。

担い手のほうも、水田耕作をしてもらいたい農家も、ほ場整備をやれなければ本当に水田を

耕作する人がいなくなるという気持ちにはなっていると思うんです。大変でしょうけれども、できるだけ早く地区の皆さんに説明会をして進めていただければと思います。当然、集落での話し合いが重要になりますけれども、集落営農組合の設立推進とあわせて、今後とも取り組んでいただければと思います。

それであと、ちょっと質問がずれますけれども、大型ほ場整備から2)の関連ということで質問させていただきますが、現在農政課の職員は何人でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 10名でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） ここ10年間の職員の推移はどうなっておりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 総務課で調べないとわからないんですけれども、私も4月に来てあれなんですけれども、私が当時20年前ぐらいにいたときは十五、六人くらいおりました。そのときは構造改善事業とか、農村総合整備モデル事業なんかも大きな事業をやっておりましたので、今そういう大きな事業がなく、今回ほ場整備が入ってきますと、そういうことでは大きな事業というような捉え方をしております。

○議長（加藤克明君） 補足説明、総務課長よろしいですか。ちょっとお待ちください。じゃ、農政課長のほうでどうぞ。

○農政課長（大場勝郎君） 1つ訂正がありまして、私ダブルカウントになっておりまして、農政課職員、現在9名でございました。それで、平成22年の4月から9名体制でずっと4年間やっております。その前は6年間、地域産業振興課になっておりまして、今の商工観光課と農政課が一緒でございました。それに農業委員会ということになっております。それで、あとその前という一番多い時で15名でした。15名からだんだん下がってきまして、平成17年の4月には10名となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） ありがとうございます。昨年から12集落で農地・水支払い交付金事業、スタートしております。その5年前からも農地・水関連の事業があったんですけれども、今年去年から人・農地プランも始まりました。農家個別所得補償、イノシシ対策、里山ハイキングコース整備など、新たな仕事がふえていることは確かだと思います。これに今回の集落営農組織づくりの推進やほ場整備の推進が加われば、職員数が不足すると思いますが、農政



課としては現状をどうぞ認識でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） ほ場整備に関して、ことし基本資料をつくってから集落に入って、その状況によって全部の地区が合意が得られていくものとは考えていないんですね、そう言いながらも。それで、先週の金曜日に県の土地改良関係の担当者の方と町の土地改良区と農政課で打ち合わせしたんです。そのときに、役割分担をしていきたいと思いますという話になったわけです。前回の槻木のは場整備の場合は、町のほうはほ場整備に関する手続事務とかそういうものを担当して、同意とか現場については柴田町土地改良区のほうでやって、そして工事のほうは宮城県がという形になっているんです。そして、一番ほ場整備の中で大切なのは、まず最初に始まるのが調査同意というものがあまして、現在98%を調査同意とらないと、ほ場整備の調査にまず入っていけないんです。その98%のとり方なんですけれども、柴田町土地改良区の理事長さんは、前回の失敗したことも踏まえると、その集落の主な農家の方とか、集落の例えば区長さんなり生産組合連合会長さんなり、そういう方も含めてそちらと一緒に動かないとだめだと。町のほうはそのときは同意のほうには回らなかったんです、役割分担をして。ですから、今回もそういう形で考えています。ですから、10月11日に集落座談会、人・農地プランのことで入っていきながらほ場整備を説明して、そしてそういう中で集落と連携した話もしていきながら、最終的にはほ場整備の推進協議会を立ち上げて、これは全地区の方が入っていただいて立ち上げて、それに関係機関が入って、それで推進していこうというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 課長、今現在の職員数で足りるかどうかということの質問もあったような気がしていますが。

○農政課長（大場勝郎君） 一番肝心の職員数なんですけれども、最初にちょっとお話ししたように、ことしの傾向を見ながら職員についてはちょっと考えていきたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） それでは、町長にお伺いしますけれども、その職員をふやす考えはございますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） きのうちも行財計画、定員適正化計画というお話がございまして、もう定員適正化計画は無理だということをお話しさせていただきました。それから、再雇用ということも義務づけられましたので、来年は一応再雇用の中で10人をそのまま継続して雇用し

て、新しい職員は5人ということになります。ですから、この議会と町民と、やっぱり行政側が本当に公務員の必要性というものを認識してもらうように我々も努力しなければならないと、私は今回の震災対応で職員が頑張っていると、不足しているというお話をさせていただいておりますが、まだまだ役場に来られない方、あとちょっと不満がある方は「職員が多い」とこういうふうな雰囲気がまだ残っておりますので、議員の皆さんからももう限界だというお話をしていっていただいて、ある程度の職員は確保するべきだと、そういう声を上げていただきたいというふうに思っております。実は、これは農政課だけではなくて、ある議員さんからは「スポーツ振興室が足りない」と。ある議員さんからは「健康推進課が足りない」。いろいろ実は各課が足りないような状態でございますので、これにつきましては一人一人の能力アップ、それから組織力の向上で何とか切り抜けていきたいということなので、そう大幅な人員増というのはちょっと難しいのかなと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） ということ、増員それから再任用ということ、事実上の増というふうになるということ、それは農政課に配置されるのかどうかはちょっと別としても、ありがとうございますと。

そうなんですけれども、最後の質問というかお願いなんですけれども、要望。農政課の職員の皆さんには本当に農村集落、それから農家の対応ということで夜の会議が多いとは思っています。それで、夜の会議ということで集落によっては酒が出る場所もあるらしいと聞きますから、ぜひ来年度以降、もしあれだったら職員ふやしていただいて、農村集落が元気になるように応援していただきたいとお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて、1番平間幸弘君の一般質問を終結いたします。

次に、16番我妻弘国君、質問席において質問してください。

〔16番 我妻弘国君 登壇〕

○16番（我妻弘国君） 16番我妻弘国です。大綱2問、質問させていただきます。

1点目、ふるさと柴田「館山・山崎山」里山ハイキングコースと館山整備計画について伺います。

5月第3日曜日の19日、4区の資源回収があり、区民有志二十数人が集会所に集合。朝9時から1時間近く回収と選別に汗を流した。終わったところで、区長はことしからの地域新事業として山崎山公園の山部分の清掃実施を説明しました。初めてのことであり、今週は特に強風の日が何日かあったことから参加しました。階段はもちろんスロープ脇の側溝には、

枯れ枝と枯れ葉でいっぱいになっており、木の根元にまとめました。歩道、広場はきれいになり、1時間ほどで終了しております。

当日、里山コースの散歩をしている人も見受けられましたが、若者のマウンテンバイク練習には驚きました。この山は早朝から大学生が体力増強にクロカンコースとして使われており、使い方もいろいろだがどこまで許される範囲なのだろうかと考えさせられました。

この山崎山公園から雇用促進住宅に向かう舗装された散歩道があります。途中、酸性雨で枯れたのか立ち枯れの木があり強風での倒木が心配であります。

雇用促進住宅を過ぎ梅林に向かう途中、樅の木群と思われるものが見えました。間もなく法源寺。だが、おりる坂が整備されておりませんでした。注意が必要であります。同じように、法源寺から館山の梅林に向かう途中の坂道は狭く、柵もロープもありません。しかし、頑張っって梅林に到着。梅林では桜咲くまで梅の鑑賞ができるよう、何種類かの紅梅を植えてはどうかなど考えながらコミュニティガーデンを見学。

観音様までゆっくり散策できましたが、これからのこのハイキングコースと館山整備計画について伺います。

#### 2点目。敷地内禁煙の現状について。

ヘビースモーカーだった私の友人から、「学校の先生方の喫煙はどのようになっているのか」と電話がありました。「当然、学校敷地内では喫煙はされておりません」と答えました。続けて、「具体的にそれでは船岡小学校の先生方はどちらで喫煙されているのか」「船岡中学校の先生方はどちらで喫煙しているのか」と聞いてきました。「原則どおり敷地外と思いますが、詳しくはわかりません」と答えました。いいかげんな答えでは申しわけないので、柴田町の旧小・中学校ではどのような状況にあるのかお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、町長、2問目、教育長。

最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱2点のうちの1点目。これからのハイキングコースと館山整備計画についてでございます。

里山ハイキングにおきましては、里山ハイキングコースのガイドブックを平成22年度に発行し、町内外から多数ハイキングに訪れていただいております。コース整備の経過としては、平成23年度に深山コース、猪倉山コース、平成24年度に愛宕山コース、鏡摺山コース、葦神山・羽山コース、館山コースに道標や案内板の整備を進めてきたところです。コース自体は

既存の道に少しだけ手を加え、柴田町の里山を歩きながら豊かで美しい自然空間を楽しんでいただくためのモデルコースとして設定しています。

今年度は、槻木生涯学習センターにおいて、柴田町里山ハイキングガイド養成講座を前年度に引き続き開催します。里山ハイキングコースの案内役を養成します。コースの管理としては、草刈りや簡易な散策道の補修、道標の点検などを行います。

また、ハイキングコースの終点部に位置する舘山側の梅林に向かう坂道の整備につきましては、自然の地形を生かしながら安全に散策できるよう、工夫に努めてまいります。その先の梅林につきましては、ベニシダレウメなどの植栽や、脇山道沿いにミヤマキリシマやクラブアップル、サトザクラ、レンギョウなどの花木植栽を行っていますが、引き続き散策している方々が季節の楽しみが持てるよう、さらに花木植栽事業を進めていきたいと考えております。

今後の船岡城址公園の整備で優先しなければならないのは、遊歩道の整備でございます。議員ご指摘のとおり、山崎山法源寺から観音坂、観音様に向かうメインルートというのが整備されておられません。まずは、梅林から観音様までのメインルートを優先したいというふうに考えております。

観光施設として行わなければならないのは、何といたっても原田甲斐、柴田外記記念碑の周辺の整備及びここに至る遊歩道の整備ではないかと思っております。次に、観音様の修繕、鉄筋がちょっとむき出しになっている面もございますので、観音様の修繕を平成27年度のさくら連絡橋の開通に合わせまして、できれば修繕したいという気持ちがございます。次に問題になっているのが、山頂の常設トイレの整備でございます。その他につきましては、観光客からいろいろ細かい要望がございますので、随時対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 次に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱2問目、町内小・中学校での敷地内禁煙の現状は、についてお答えします。

町教育委員会では、児童・生徒の受動喫煙防止や教育的見地から、平成15年4月より町内の小・中学校敷地内全面禁煙を推進しております。今回のご質問を受け、改めて各小・中学校へ確認しましたが、全ての小・中学校で学校訪問者も含めて敷地内全面禁煙の方針を堅持しており、喫煙する場合は学校敷地外に移動して喫煙しているとの報告でございました。

ご質問にありました船岡小学校においては、北西側の町道船岡東1号線に出て。また、船岡中学校においては、校舎正面玄関向かいの町道船岡東45号線に出て喫煙している状況です。今後とも、学校敷地内禁煙の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 再質問させていただきます。

まず、山崎山に登るコースが、実は南1丁目からと南2丁目から、それからガソリンスタンドのほうから、3カ所あります。登ったところは都市計画課で管理されているんですか。それとも農政課でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えします。

都市建設課管轄の公園敷地内です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それでは、南2丁目から登るほうの坂に非常に大きな枯れた大木があるんです。あれが下に落ちますと、下のうち、民家になりますけれども、屋根の上にボーンと落ちてしまうと。今、押さえられているのは、生木で生きているやつが押さえられているんです。それが、ちょっと一つ根っこがちょっと行ってしまいますと、恐らく屋根ごと全部破壊されるかなと思います。ひとつこれは、森林組合あたりに頼んで切ったらどうかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えします。

特に東側、住宅がある側の斜面に斜めになっている木を確認していましたので、今年度はそういったところの伐採をしたいと考えていました。引き続き、平成27年4月にはさくら連絡橋が開通すると人もふえるでしょうから、山崎山そのものの樹木の伐採も平成26年度には実施をしたいと考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） あそこに実はテーブルと椅子があって、灰皿が置いてあるんです。あの擬木になっているんです。そこに灰皿があるんですけれども、中に灰皿とちり紙といっぱいあるんですけれども、あれは必要なかなと思ってしまうんですけれども、散策しながらたばこを吸いたい人もいるでしょうけれども、一番おっかないのはやっぱり山火事ですね。

あそこらへんはどんなふうを考えて、あれはあったほうがいいかどうか検討されてもいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 片づける準備をしておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それでは、その先ずつと行きますと、雇用促進住宅まで平らなアスファルトが敷いてあります。非常に優しいというか、桜の木が植えてあって本当に歩きやすいコースなんですけれども、実はあそこに相当の酸性雨の枯れ木があるんです。この間、うちのほうの区で掃除したときに、1人の方がのこぎりを持ってきて切った。枯れ木といってもポーンと落ちた。はねるんです。あれちょっと間違うと、けがしてやばいなと見ていたんですけども、やっぱり枯れ木も非常に簡単に考えるけれどもけがのもとであり、あれはやっぱり専門家に処分してもらったほうがいいのかなと思っております。雇用促進のほうから約20、30本近くあるんじゃないかなと思っております。どうでしょうか。これは農政課さんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） あそこの部分については農政課部分で、枯れ木については私有林の場合もありますので、その辺確認しながら、森林組合にお願いして倒木したい、伐採したいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 雇用促進住宅に入るちょっと手前に、ちょっと見逃してしまうような標識があったんです。見ましたら、「平成17年度植樹100万本とオオヤマザクラ100本植樹記念」とあったんです。ちょっと見えなくなっていて、ああ、こういうのがあるのかなと思っておりました。また、3差路に行ったら、雇用促進のほうから南2丁目におりるほう、それから館山に向かうほう、3差路に植木に標識あった。見ましたら、「菰神山・羽山コース」というふう書いてあるんです。かけてあって。これはいたずらなんですけれども、そこに標識がないということなんですよ。

それから、法源寺に向かうとき、案内書に実はこの里山コースに「樅の木群」と書いてあったんです。さて、「樅の木群」とはどこだろうと気をつけていったら、法源寺のちょっと手前にありました。ああ、これかと思って、こう思うんですけども、そういうところに道路標識とか、それから案内板とかあれば散策する人も楽しいかなと。これはここばかりじゃ

ないと思うんですよ。槻木に新しくできたコースがありますけれども、そこにもやっぱり道路標識とか案内板、特に名所・旧跡の案内板などはきちんとされているかどうか、これも伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 里山ハイキングコース利用者の方々からもそういうお話を聞いておりまして、案内板については管理委託の中でもう一度整備させていただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 登っていきまして、樅の木群を見て法源寺におけると、あそこはちょっと道路から道路におけるところにちょっと道路が崩れているというか、坂で整備されていないですね。階段でもない、坂でもない。ただ道路から道路という感じで、ここらへんも特に雨が降った後なんかは土質的に滑りやすいというふうに私は見てきたんですけれども、整備予定なんかはどう考えているか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） そのところは私も通りまして確認しております。ですので、スロープ的になるか段階的になるかはわかりませけれども、管理委託の中でそこは直していきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） さっき、町長が「整備をしたい」ということですがけれども、法源寺から梅林に向かう途中のあの狭い坂がありますね。あれも整備してもらいたいですけれども、本当にあれ、チェーンなんか使ってやってもらったら子供たちは喜ぶけれども、大人たちはどうかとは思っているんですけれども、どんな整備をする予定なのか、今のところ考えているのかどうかお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

農政課の里山同様に、私も歩きましたけれども、できればその自然の姿を残して余り手を加えないでと思っていましたので、多分スロープのほうが好ましいのかなとは思いますが、やっぱり周りの地形のつくりによっては一部階段というものもあるのかなと。その先、登っていくと園路につながるものですから、そういったこともちょっと意識をしながら考えていきたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 実は、あの坂は昔、根形のほうから梅林に向かった坂道なんです。根形のほうから通ってずうっといくんですけれども、実は一番上のところに、根形のほうの上の大沼さん宅から上が赤道になっていると。この赤道の管理はどこなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 一般の赤道につきましては、財政課のほうで公共物管理条例のもとに管理しているところであります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 管理しているというのは、一応通れるような状況であればこれは管理しているというんですけれども、今から20年ぐらい前に地震があった。それ以来、全然手を入れていない。今、イノシシのすみかです。イノシシについては、きょう後ろに今いらっしゃる議員がいろいろ聞いていますから、退治の仕方いろいろ考えていただきたいんですけれども、あれはあのままでいいんだろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 一般的な道路とか、使うところに関してはうちのほうでも草刈りとかそういうことはやって、皆さんの使い勝手がよくなるように、迷惑かからないようにしているところでありますけれども、なかなか使い勝手がないところについてはちょっとまだ手が行き届いていないところでありますので、現場を視察して草刈り等必要であれば実施したいと思えます。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） ただいまの箇所なんですけれども、ちょっと補足説明させていただきますと、里山ハイキングのコースの中に明示してあるんです、赤道と言いながら。現場は草で通れないといいますかそういう道路なので、これもハイキングコースの一つということで、こちらのほうで草刈りをさせていただきたいと思えます。都市建設課とちょっと連携しながら整備させていただきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 財政課と農政課とお話し合いしたこともないんでしょうから、これは無理ないと思えますけれども、草刈ったからと言って通れるわけでもないんです。かなり何年も手を入れていない。それで、近くの大沼さんがずうっと草刈りをして何年もやってきたんだけれども、最近とっても疲れてだめだということで、ほったらかしていたら本当にイノシ



シが入り出て、全部その周り網をかけているんですよ。ですけれども、やはりジャガイモがやられたり、特にすっかり成熟しておいしくなってくると、あらわれてはすっかり食べていくと。大変困ったということを書いていましたので、そこら辺も少し検討していただければと思います。

そこでずっと行きましたら、先ほど梅林のことで町長はいろんな花のことを書いていたけれども、あれはあれでせつかくの梅林ですから紅梅を入れて楽しめるような梅林にしたらどうかと、こんな考えをしていますけれども、町長どうですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 久しぶりに回答する時間を与えていただきましたけれども。

梅林につきましては、食用の梅で色がしらっぱしいんです。それで、実はエレベーター、リフトカーおりたところに、寒紅梅ということで鮮やかな色の紅色の梅が5年たちまして、大分見やすくなりました。ただ、白の中にもう少しピンクがかかった梅を植えたいなということで、「八重寒紅梅」と「見驚」という、それから「紅しだれ梅」という3つの種類の梅を、今植栽計画の中に入れて植えさせていただければという計画を持っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 後でもう一度、町長にじっくりと答弁いただきますけれども、その上に行きますとコミュニティガーデンがありますね。コミュニティガーデンの花がありますけれども、あの花はどこで管理をされているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） まちづくり政策課のほうで町内の花を愛する人たちと一緒に、花の苗を町が提供しながら植えつけさせていただいているというところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） なかなかその「花を愛する人たち」と、いい名前ですね。それで、私も花が好きなんです。実は、ほかにも花が好きの方がいらっしやいまして、「いや、私町からいただいている」と、こういう話を伺います。これは、私ら駅前商店街やっていますけれども、花をどうですかと一度も言ってもらっていません。そういう案内もないんです。広報にもありませんでした。これは、町のある課で花を、花の苗を配っているということがあったんですけれども、これは私ちょっとこういう一部でそういうことをやられても困るなと思うんですけれども。やっぱり、公平公正に町民に配っていただきたいと思うんですけれども、全体的にこういう考え方をきちんとしているのかどうか、これはまちづくり政策課かな。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実はことし、駅前の方たちというか駅前の花を植えていただいている団体の代表の方に、こういう助成金があるのでぜひ申請をして、ことしの花を彩りを駅前にお願ひできないでしょうかというような形のアプローチはもう既にさせていただいておりました。それで、申請等については7月以降というようなところで、まずその辺については我々のほうとしても、地域団体等における活動を、団体においてはそういうような情報を適宜出していきたいと考えております。

それからあと、花の苗の提供については、まちづくり政策課のほうでことしからある程度予算化をさせていただきまして、そういうような団体等には配付をするというような仕組みづくりを、今整えておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それでは、生涯学習課でも花を配っておりますね。これはどういうふうなあれで今まで配ってきたのかお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 我妻議員にお答えいたしますが、ただいまのご質問の内容は「すばらしい柴田町をつくる会」の協議会への補助かと思えます。これについては、当初新町民生活運動ということで、いわゆる虚礼廃止、香典返しとかそういったものが発展的にされて、宮城県でもすばらしい宮城県をつくる協議会ということができまして、それで名称もその新生活運動を「すばらしい柴田町をつくる会」というふうな協議会のもとに活動をやってまいりました。ところが、ご存じのようになかなかそういったもののなかなか虚礼廃止につながらないということもありまして、事業についてはこの協議会大分縮小してきました。そんなこともあったものですから、町のほうでいわゆる今度は雑草が生えているとか、あるいは景観が悪い場所についての清掃活動や花植えということで、逆に町のほうから協議会のほうに補助金を出して、町内で3カ所、船岡地区と、槻木と、いわゆる西船迫かいわいの北船岡になりますけれども、船岡についてはつばめですか、パチンコ屋。船岡の第2大橋、桜大橋のおり口のところなんですけれども、その清掃活動と花植えをしていただいております。あともう1カ所は、槻木のほうなんですけれども、これは槻木の駅西のほうです。上手のほうを清掃活動と植栽を植えていただいております。それで、もう1カ所が北船岡の白石川の河川沿いです。あの辺に花を植えていただいているということで、若干その協議会設立当時と趣の目的が変わった事業にちょっと変わっているのかなと思えますが、主な活動内容という

のはそういうような状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 私は花を植えていただいて大変いいなと思っている。ただ、花を配るならそういうようなそれなりの町民全体にわかるように、やはり周知をして配ると。そういうことが大事じゃないかなということです。ぜひひとつ、これからのそういうことをひとつ一体的にやると。まちづくりでやるというのでしたらそれはそれでいいと思うので、ぜひそうしていただきたいと思います。

それから、今里山ハイキングコースについていろいろ伺ったわけですが、途中トイレがないんです。ですから、どこにも恐らくハイキングコースないと思うんですよ。必ず入り口に「途中トイレはありませんよ」と、「往復2時間かかります。トイレはありませんよ」とか、「往復1時間かかります」と、山崎山のところでしたら「1時間のコースですが、1時間たったら向こうの山にはトイレはありますけれど」と、そういうことをきちっと書いていただきたい。そうしないと、途中やっぱり途中簡単に済ましてしまうと。やっぱりうまくないなと思うので、そこら辺もひとつ考えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 確かに、二、三時間里山ハイキングにかかりますので、そういうこともやっていきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 今、里山ハイキングコースについてお伺いしましたけれども、都市建設課、農政課、まちづくり政策課と3課のほうにいろいろ答弁いただいたわけですが、どこが主体になってこれをやっているのか。どんなふうな役割分担して、主体的、主導的にやっていっているのか。これをお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 本当に、役所の仕事というのは縦割りというところの業務の中で行われているというところの反省があります。そこで、昨年来から「花のまち柴田」というようなキャッチフレーズの中で、やはりいろいろと弊害が出てきていると、縦割りの弊害が出てきているということで、早速庁舎の中で横断的な情報交換と協力体制をとろうというところ、昨年からは動き始めております。最近では副町長を中心にしまして、船岡城址公園における観光戦略についての会議というものを、商工観光課、

農政課、都市建設課、まちづくり政策課ということで、副町長をトップにこういうようなことで今後のさくら連絡橋を見越した中での船岡公園の観光戦略を体系的につくっていかうと、こういうような形の横の連携を今まさに始めたという、深めているというような状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 花咲山構想とっておりますが、館山全体の5年先、10年先、20年先の計画、これを今から副町長が考えていくということなんですけれども、そのプランニング、それから予算、一緒にこれ考えていかれると思うんですけれども、どんなふうな構想でいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 花咲山構想については、平成22年11月に全員協議会の中でも資料を出してご説明申し上げたと思いますが、あくまでも理念というような形で構想を公表させていただいております。基本的な理念ということで、「にぎわいと彩りのシンボル、花咲山」というようなところで、これの意味づけとして、基本方針として、桜の持続的な保全と有効活用、花を通じて身近でふれあいのあるシンボル拠点の創造、交流・滞留・回遊性を有するネットワークの確立、地域固有資源魅力発掘の利活用、適正かつ計画的植栽整備・維持管理、地域が参加する協働の公園づくり、こういうような基本的な方針の中において理念を定めさせていただいたということです。

それで、具体的な実施計画とかそういうようなものについては、各課におけるやはり業務の中で実施計画の中に取り込んでいただくというようなことで、具体的には何年先というようなそういうような構想ではないというようなところで。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それはおかしいと思います。今あなたが、「横断的にいろいろ考えていきます」と、こう言っているながら、今度は「それはしていない」と。「するあれもない」と。全然これでは答弁になっていないですよ。やはりきちんとした、町長がさっき、私の可処分所得とは言っていないけれども、「6%しかない」と言っているんです。いいですか。いや、町長。「100万円のうち6万円しか私の使うところはない」といったでしょ。6%ね。そういう意味です。それで、そういうところで、全然例えばプランニングがない、予算計画書がない、それじゃどんなふうな使い方をしていくのか。これはやっぱり今答弁いただいたんですけれども、ちょっとこれはおかしいなと思う。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 花咲山構想につきましては、予算をとっていただいて、報告書を全員協議会にお示しをいただいておりますので、構想自体はできております。今、実施計画のお話をさせていただきましたが、実は公園整備は1つの課でというご意見もあるんですが、やはり許認可権限とノウハウの関係で、なかなか1つで管理することができないというふうに思っておりますので、副町長を中心にプロジェクトチームを組んでやっているということです。

今回の許認可は都市計画課です。それから、災害なんかにつきましては実は都市計画以外にやれる課はございません。また、今回の花咲山構想の一部、植栽活動につきましては、商工観光課の緊急雇用という資金の出どころがまた違うところから出ておまして、なかなか資金につきましても1つの課で対応し切れないということになっております。全体で、町の単独予算全て使うのであれば問題ないんですが、ほとんどが緊急雇用の国のお金を使っている関係もございまして、なかなかこれを都市計画課で緊急雇用の申請をしろと言っても無理な話なので、そこにまた問題があると。また今度、広報、それについてはやっぱりまちづくり政策課の広報紙持っておりますから、これを商工観光課のほうでやれと言ってもなかなか難しいということなので、やはりその事業を進めるには、将来の構想につきましてはもうできておりますので、あとの実施計画でやらなければならないのが、先ほど申しましたように歴史的なもの、これは生涯学習課の力をかりなければなりませんし、原田甲斐、柴田外記記念碑周辺ですね。それから、観音様の修繕。これはやっぱり都市計画課の力をかりないといけません。トイレの整備、これについてはお金の問題がございまして、農政課のお金を使ったりというふうに、いろんな資金を使ったり、それから技術を使わなければなりませんので、それを合わせて、やっぱりプロジェクトチームの中で各課のいいところを集めて遂行せざるを得ないということでございまして、実施計画はそれぞれの課で立てるということになるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 町長はそういうふうに言いますけれども、私はせっかく副町長が今度主体的に中心になって横断的に今度つくっていくとなれば、副町長のところできちっとしたそういう、例えばいろんな課の予算があっても、課のところでもとまって年次ごとにこういう予算が使える、こういう予算がある、こういう作業、事業ができると。そういうことを把握しておかなければならないと思います。これについてどう思いますか。副町長。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 実はこの緊急雇用なんですけど、なかなか私たちが継続的に使えるような資金になっていなくて、いつ打ち切られるかわからないというのが実情でございます。実は、平成24年度で本来であればこの緊急雇用は終わるはずだったんですが、経済のアベノミクスじゃないですけども、機動的な財政運営ということで平成25年度まで延びたということでございます。ですから、国の資金を活用するとなると、なかなか長期的な資金計画が立てられない。単独でお金を使っていいというふうにこの合意ができるとある程度いいんですが、なかなか道路整備につきましても災害の起債を借りてやっていたりするものですから、トータル的に船岡城址公園に単費を投入してと、逆に船岡城址公園全体の構想に対しては具体的なものがもう、社会資本整備総合交付金の市街地整備の中で使っておりますので、2つがちょっと難しいという面がございまして、なかなか体系的に、それから継続的に予算を投入するということが、ほかの資金を借りてやっているものですから難しいということをご理解いただきたい。逆に言うと、ある程度の資金がこの議会で了解いただけると計画的に議会にもお示しできるのではないかなと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。（「副町長」の声あり）じゃあ補足、副町長。

○副町長（平間春雄君） 今、町長が説明したとおりでございます。それぞれハード的な事業が進んでいる中、またいろんなソフト事業も含めて、いわゆる先ほど言いました各課で実施しております事業を1つの課でやるということではなくて、一元的に情報を共有してみんなでやろうということですので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 議員たちは、それはわかると思います。一般の町民の方が来て「どういうふうになっているの」と。例えば1枚の紙で見たいと。5年先にこんなようになっている。10年先にこうなっていると。それに何もなかったら、「これ、各課ではあるんですよ」なんて、それはわかりづらいですよ。わかりやすくすることが大事じゃないですか、副町長。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（平間春雄君） それも含めて、ことし観光戦略担当という職員も置いておりますので、それらも含めまして詰めていくということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） ぜひ、そういうふうにやっていただきたいと思っております。また、今回限り

でなくて、また再質問させていただく予定になっております。

それから、桜は今、トラストで町内に植えております。それで、山のほうも木がいっぱいになってきて、今度どうやっていくのかということなんですけれども、実はきのう私うちに帰りましたら、こんなことを言われたんですよ。「JRと山の間に桜を植えて、連絡橋とは別に桜を植えるんですね」と。「えっ」と、「そうかい。まだ聞いてないわ」と言ったら、「いや、そういう話みたいですよ」と。町民のほうがいろいろなニュースを知っているのかなと思っていますけれども、これについてもちょっと詳しく、知っているだけお伺いしたいなと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

ただいまのご質問は、県道白石柴田線とJRの間ということだと思いますが、実はさくら連絡橋、社会資本整備総合計画の中で橋梁必要分の用地を取得した際にも、将来の土地利用ということの話があった折りに、できればその民有地を買収して、県道の歩道が狭いものから、そういった園路というか歩道の確保をしながら景観形成を高めるためにしだれ桜を植えてというようなお話は、何度かさせていただいていたと記憶しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） いや、私はまだ正式にお話が、ただいまこういうふうにしていきたい、こういうふうにしますよというふうな話を聞いたわけではないから「ええっ」というふうには、記憶していなかったものですからそのようにうちの者には言っていたんですけども、じゃあ、あの真ん中の土地も買って桜を植えるということについて、それでよろしいんですか、町長。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） いろいろ、このさくら連絡橋については議論がなされました。そして、議会でもその買収させていただきました2筆、その際には桜の木を植えるという意見交換を、この議会の中ではやらせていただいた記憶がございます。このさくら連絡橋が皆さんの合意でおおむねよろしいということになりましたので、次の段階としてあのくぼ地を買収させていただいて、そのくぼ地の間にしだれ桜を植えていく第2段階の構想、これにつきましても実施設計を具体的に、もしよろしいということになれば、実施設計の予算をいただいて整備をしていきたいと考えております。今のところ、社会資本整備総合計画の中では堤外地までの予算はついておりますが、そのくぼ地の間の買収、一部買収費はあるんですが、全体

的な桜の植栽とかその間の遊歩道の整備までは計画費がございませんので、それについても、もし議会のほうで次の段階でよろしいということであれば、実施設計の予算を組んで対応させていただいて、あそこ全体を公園化に向けてステップアップをしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） できるだけ早く、議会のコンセンサスをもらってやっていくというのでしたら、そのように頑張ってやってみてください。

第2問の喫煙のほうなんですけれども、たばこ税が平成23年、平成24年、あと昨年ですか、平成25年と、毎年約2億5,000万円ぐらいです。入って来ている、来る予定になっていると。

それで、例えば学校の「先生方が道路でたばこを吸っている」と、こういう話が来て、格好悪いなど、本当に気の毒な。うちの職員さんたちも前には玄関のところでのんで、東口の、それから北口、これもかっこ悪かったんだけど、今吸う場所ができて本当によかったなと思っているんですけれども。

例えば、学校の外のほうに喫煙室をつくるなんていうのは、これはもう恐らくそんな考えをしても、町民の人たちは「こんなの」というふうには、これはなかなか受け入れられる状況はないと思います。教育長、路上の喫煙姿、格好悪いんですよね。これ、何とかならないかなと思っているんですけれども、教育長はどんなふうには考えていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 格好悪いというところはもちろんあるんですが、ただ子供たちの目に触れさせたくないという、教育的なそういう見地から見ても、学校近辺の路上で吸うというのは好ましいことではないのかなというふうには思います。ただ、学校の先生はなかなか1日忙しいんです。それで、ちょっと校外に出て吸うといっても、車でちょっと離れていってどこかの喫煙できるところでと、なかなかそうもいかない。その辺で非常に、ある意味では本人も苦しんでいるのかなというふうには思います。ですから、学校外にはならないんですが、場合によっては校舎の屋上で子供の目につかないところで吸うとか、何かそういう工夫ぐらいしかないのかなとは思いますが、そんなところを感じます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） どうもその電話来た方は、自分ではかなり吸うくせにそんなことを言うんです。「格好悪い」と。勝手だなど、こう思うんですけれども。何か方法が、いい方法、ほかの学校で。これは敷地内禁煙にしているけれども、こういう方法で吸っていると。それ



で、みんなに見えないと。そういうのがあったらひとつ、教育長、インターネットで探してください。お願いします。

それから、町長。庁舎内、公共施設の禁煙やってからしばらくたつわけですけれども、まだ一番問題なのはやっぱり歩きながらの喫煙ですね。非常に、私前にいたところで、吸っている人が歩きながら吸っていると、「あの人の親の顔が見たいね」と、私もそのころ吸っていたから「うーん」と、こうやっていたんですけれども。それから、町内の食事するところでの喫煙。こういうことが、花のまちをつくっていく上に必ずぶつかっていく問題ではないかと思うんですけれども、町長はどんなふうに考えていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 日頃からたばこを吸わないものですから、喫煙している状況は余り意識する中にないんですね。できれば花のまち柴田と、柴田町全町禁煙というようなことを大手を振って訴えられたら、相当また柴田町のイメージもアップするのかなというふうに思います。

ただ、実際に吸っている方々もいらっしゃいますので、その方々との調整をつけていくことも私の仕事かなと思っております。まずは庁舎内の全面禁煙ということが、私に課せられた使命ではないかなと、その辺から出発しないと町全体には広げられないかなと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） たばこ税の話在先ほどしましたけれども、人数というよりは、喫煙本数が減っていないんです。この3年間、4年間の喫煙数を、本数を見ますと全然減っていないんです。それはもう、吸った人の最終責任は自己責任ですけれども、最近なんですけれども、本当に最近、本当に1日2本か3本しか吸っていない人が突然歩けなくなってしまった。そしたら、肺の病気で、そして心臓に負担がかかって歩けなくなってしまった。ある日突然来るんです。その喫煙の結果というものが。健康推進課でもぜひ、余り吸わないように。今の半分ぐらいにして、税収は半分になってもいいですからというふうにね。私は喫煙は今から、ぜひひとつ皆さん、抑えていきたいなと考えております。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、16番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

これより休憩いたします。

14時25分再開いたします。

午後2時12分 休憩

---

午後2時25分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番有賀光子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔12番 有賀光子君 登壇〕

○12番（有賀光子君） 12番有賀光子です。大綱2問質問いたします。

1 問目、**高齢者介護サービスの充実について。**

「平成24年版高齢者社会白書」によれば、平成23年10月1日現在の我が国の人口は1億2,780万人、65歳以上の高齢者人口は過去最高の2,975万人、高齢化率は23.3%と国民の4人に1人が高齢者という高齢社会を迎えています。今後もしわゆる団塊の世代が65歳以上になる平成27年には3,395万人となり、高齢化率は26.8%になるなど、速いスピードで高齢者人口が増加していくことになります。

一方で、少子化の進行はもとより地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中であって、65歳以上の高齢者のいる世帯はふえ続けています。平成22年現在2,071万世帯であり、全世帯4,864万世帯の42.6%を示しています。3世代世帯は減少傾向である一方、単独世帯、親と未婚の子のみの世帯は増加傾向であり、平成22年現在、単独世帯24.2%と夫婦のみの世帯29.9%を合わせると半数を超えています。家族介護者は嫁というのではなく、息子、娘の時代という傾向が明らかになってきています。

逆に、3世代世帯は平成7年には33.3%でした。平成22年には16.2%となっています。高齢者の3分の1は3世代世帯の中にいましたが、今は半減しているということです。まさに、「夫の親は夫の身内で、妻の親は妻の身内で」という介護のルールが定着しつつあり、サラリーマンのふえた移動社会では2組4人の親の近隣に1組の子夫婦、親が一斉に倒れる同時多発介護、長期連続介護は、今や身近な現実です。誰もが人生の中に介護を組み込めねばならない大介護社会の到来です。

高齢者福祉は、高齢者が長年にわたって社会の進展に寄与してきた方々であるとともに、豊富な知識と経験を有していることから、敬愛され生きがいを持って健康で安心した生活を送ることができるよう、社会全体で支えていくことを目的に、老人福祉法に基づいて発展してきたものです。現在、高齢者に対するホームヘルプサービスや福祉施設の利用など具体的な

サービスの多くは、平成12年に導入された介護保険制度のもとで実施されてきました。これらのサービスは、国民生活への定着が進み、利用者数も増加の一途をたどっています。

その一方で、介護保険制度の持続可能性の向上や、将来の認知症高齢者の増加への対応など、さまざまな課題があります。平成17年から平成18年にかけてはこうした課題へ対応するため、予防を重視するサービスの拡充や、認知症高齢者に対するサービスの充実などを内容とする制度の見直しが順次進められてきました。

そうした中、柴田町では平成23年3月に第5期介護保険事業計画を策定しました。高齢者のニーズに応じた医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスを適切に組み合わせて提供することで、高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるまちを目指した地域包括ケア体制の整備を基本施策として掲げています。

そこで伺います。

1) 在宅介護の担い手が、息子・娘の時代に入っていく中で、介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上についてどのように取り組んでいくのか。

2) 医療と介護の連携による在宅サービスの充実についてどのような取り組みを考えているのか。

3) 地域包括ケア体制の整備、特にその根拠となる地域包括支援センターの拡充・強化について、どのような体制で取り組んでいくのか。

## 2、ワクチンと検診による子宮頸がん予防について。

20代から30代の若い女性にふえている子宮頸がんの予防ワクチンが本年4月から定期接種化されることになり、子宮頸がん対策が大きく前進することになりました。3回の接種で約5万円かかるワクチン費用の9割まで国が負担することになり、喜びの声は大きいものがあります。

子宮頸がんは予防できるがんです。平成20年では、日本で年間約1万5,000人の女性が発症し、約3,500人が亡くなっています。それだけにワクチンの定期接種化は大きな前進ですがこれだけでは不十分です。検診も含めた予防体制を整え、制圧を目指すべきであると考えます。子宮頸がんを予防する基本的な流れは、小学6年生から高校1年生相当の女子を対象にワクチンの接種。20歳から毎年の検診、細胞診。30歳から細胞診とHPV検査（ヒトパピローマウイルス検査）。陰性であれば3年に1度の検診でほぼ100%予防できるとされています。

厚生労働省は平成25年度から、子宮頸がん検診の精度を上げるため、従来からの細胞診に加

えHPV検査を併用したモデル事業を実施することになります。平成21年度に乳がん、子宮頸がんの検診無料クーポン券の配付を実施し、受診率向上に結びつきました。

そこで伺います。

1) 乳がん、子宮頸がんでは平成21年度より検診無料クーポン券配付を実施してきたが、その受診率向上にどのように結びついてきたのか。

2) 特に子宮頸がんの予防対策のため、ワクチン接種と、細胞診とHPV検査の2つを組み合わせた予防検診の実施についての取り組みは。

3) 我が国はワクチン後進国と言われている。それはワクチンに対する正しい理解がされていないのが原因である。国が推奨するワクチンも含めて、国民の不安を取り除くために、国と地方自治体が一体となり正しくわかりやすい情報を発信してもらいたいと思うが、その取り組みは。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。

まず、高齢者介護サービスの充実、3点ほどございます。

1点目、ケアプラン点検や縦覧点検などの介護給付費適正化事業を充実させることや、要介護認定では公平・公正な認定調査が実施されるように、認定調査員や町職員の研修に取り組みます。

また、介護保険のサービス提供事業者の支援や育成、指導を実施するとともに、介護家族の会の「よつば会」や「しゃべり場」など介護家族の支援を図り、さらには介護保険制度や介護サービスの啓発を実施してまいります。サービスの質の向上に当たっては、地域包括支援センターを主導機関として、高齢者の総合ケアとしてのケアマネージャーの指導・助言を行うとともに、処遇困難ケースの支援を実施します。また、地域包括ケアネットワーク会議等を置いて、訪問介護部会やデイサービス部会、グループホーム部会など、介護サービス分野ごとの事例ケース検討会や研修会を実施し、専門的なスキルアップを図ります。

2点目、脳梗塞や骨折などにより入院し、手術やリハビリを受けた方が病院から在宅生活に戻る際に、退院時のカンファレンスにご本人や介護者とともにケアマネージャーが同席し、医師による本人の身体状況や在宅生活の注意点や必要時に介護保険サービスへの助言などを受け、ケアプランを作成し、介護保険サービス提供につなげます。また、退院により入院し

ていた2次医療機関から地元のかかりつけ医に戻る際には、ケアマネージャーが医師への情報提供や家族への助言を行っています。

今後の地域包括ケアシステム体制整備のためには、在宅医療を担う医療機関を拠点とした医師、看護師、ケアマネージャー等のチームが、1人の高齢者に対し、制度に基づくサービスなどのフォーマルサービスに限らず、可能な限り在宅生活を送れることができるように制度以外のインフォーマルサービスを取り入れ、本人や家族に対して退院時支援や日常生活、急変時対応やみとりなどの包括的で継続性のある在宅医療を提供していくことが必要と考えています。

3点目、現在、船岡、船迫地区の柴田町地域包括支援センターと槻木地区の槻木地域包括支援センターの2カ所を設置しているところでございます。それぞれ、柴田町社会福祉協議会と常盤福祉会に業務委託し、専門職員を配置して、介護予防事業や高齢者の権利擁護、総合相談等に対応しているところでございます。

地域包括支援センターは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位としておりますので、今後船岡地区にも柴田町地域包括支援センターのサブセンターを設置し、船岡地区の高齢者へ対応したいと考えております。

大綱2点目、ワクチンと検診による子宮頸がん予防でございます。3点ほどございました。

1点目。町では、子宮頸がん検診につきましては20歳以上の女性を対象に毎年個別医療機関で実施しており、乳がん検診については30代の女性を対象に毎年、40歳以上の女性を対象に2年に1回集団検診で実施しております。

無料クーポン事業実施前の平成20年度の子宮頸がん検診受診率は35.1%、子宮頸がん発症の多い20代、30代の受検者数は571人となっております。平成24年度の実受診率は38.7%と受診率の伸びは大きくありませんが、20代、30代の受診者は782人となっており、がん検診の申し込みをしていないその年代の方が、無料クーポン券を受け取ったことでがん検診の重要性を理解し、受診行動につながり、受診率が向上したものと考えております。

また、平成20年度の実受診率は40.0%であり、平成24年度の実受診率は43.5%となり、子宮頸がん検診と同様に受診率が向上しております。今後、さらにはがん検診受診促進に向けた啓発活動、普及啓発、受診勧奨などにより、受診率向上に努めてまいります。

2点目でございます。子宮頸がん予防ワクチンで予防できる日本人の子宮頸がんは、全体の約7割とされています。このことから、ワクチン接種と定期的な健診受診の両輪で子宮頸がんを予防する必要があると考えております。議員ご指摘の細胞診検査とHPV検査を組み合

わせた子宮頸がん検診は、現時点では死亡率の減少効果が不明であることなどから、人間ドッグ等の任意型検診として位置づけられています。国においては、今年度からHPV検査を実施する場合の等方法を検証することを目的として、細胞診検査とHPV検査との併用検査を無料クーポン事業対象者のうち、30歳、35歳及び45歳の方に対し、HPV検査検証事業を実施することとしておりますので、今後その検証結果に基づく国の指針に沿って内容等について検討してまいりたいと考えております。

3点目、国では80年代から90年代にかけて予防接種による死亡、後遺症をめぐる訴訟が続き、ワクチン導入に慎重になり新しいワクチンの承認が進まず、世界的標準に及ばない予防接種の現状となっておりますが、ここ数年の間に子宮頸がん予防ワクチンなどの新しいワクチンが承認されるなど、ワクチンギャップは解消に向かっていると考えております。

町で実施している乳幼児に対する定期予防接種については、新生児訪問の際に、保健師及び助産師が保護者に対して予防接種の有効性やスケジュールなどについて説明し、指導を行っております。また、学童期後の予防接種については、対象年齢になった際に個別に通知し、接種勧奨を行っております。今後も、引き続き予防接種に対する国の動向等を見きわめながら、それぞれの接種対象者に対し、接種の勧奨を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） まず最初に、高齢者介護サービスのほうをお聞きいたします。

結婚していない娘とか子供が現在親を介護しなければならないという状況、もう柴田町でもいらっしゃると思うんですけども、その娘や息子が定職も持たずに経済的に追い込まれているという現実もあります。特にこの高齢者に対する虐待の加害者は男性が7割近く、息子が4割以上、男性が介護という営みが女性よりも弱いということで、この虐待に危険に近いことを物語っておりますけれども、そうした中では柴田町でもそういう虐待に対する高齢者の相談という方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

平成24年度の柴田町地域包括支援センターの実績状況の中で、相談件数があるわけなんですけど、その中で虐待の相談件数については家族からの虐待106件の報告があります。それで、子供とか娘・息子とか、その誰がというのはちょっとそこまでは数字的には把握しておりませ

ん。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 現在その虐待が106件、柴田町であるということなんですけれども、その中で解決の糸とか、そういう感じのはあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 相談が寄せられたのが106件、そのうちいろいろ調査しまして、調査確認等まで入ったのが17件でございます。結果的に虐待と判断されたものでは6件というふうな結果になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） では、その6件以外のものは虐待ではなかったというふうに捉えていいんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） そのとおりでございまして、いろいろ包括支援センターなりうちの福祉課の職員なりが実態を訪問したりして確認したその中で、結果的に6件が虐待というふうな判断がなされた。それ以外は、いろいろ大声をだしたとか、いろいろなご本人の勘違い等もあったりして、調査した結果、虐待とは認められないと、判断されないということでした。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 虐待とみなされたその6件というのは、現在どのような状況になっているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えします。

6件のうち緊急保護した方が3人、一時避難という方がお1人、経過観察・見守りがお2人ということで、6人ということです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） わかりました。高齢化はこの社会で、介護者がもう幸せでなかったとか、やっぱり介護者もお互いに幸せになっていかなければならないということで、やっぱり一番大事に上がってくるというのはやはり地域がこれからは大事になってくると思います。それで、市町村の大きな役割となるということで、今までは自助、共助、公助まであったんですけれども、それプラスこれからはプラス互助も挙げられていて、この互助というのが地

域で助け合う、また隣近所の力とか自治会長・区長の力、またNPOというふうになっていきますけれども、柴田町では市町村の行政区が42行政区ありますけれども、この互助に関してはどういうふうに取り組んでいるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今、議員おっしゃられたように、自助、共助、互助、公助というふうな区分がなされているわけなんですけど、互助の中には人によっては近所という、近くの助けるというふうな用語を使っている方もおります。いわゆる近所の支え合いということで、地域の支え合い・見守りということが、最近なお一層必要性という要請が感じられてきているのかなというふうに思っております。

今、地域計画、各行政区の中でつくられている中にも、やはり高齢者の見守りというものが一つの地域の課題として取り上げているところが多くございます。そういう意識づけがされてきているということは大変ありがたいことございまして、今後その公助に結びつけていくようなつなぎというものについても、いろいろお話する機会を設けてそういうふうに広めていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） そうすると、地域の見守りというのは全行政区がやっているということなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今、地域計画策定されている中で関係課に計画が回ってきているんですが、全部とは言いがたいんですけれども8割程度、9割程度、地域の課題として挙げているところが多くなっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） やはり、こういう小まめなことが大事になってくると思いますので、ぜひ全行政区が全てほかの地域と一緒にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、あと日本での生存率が男性で80歳、女性で86歳が生存率なんですけれども、しかし健康寿命にすると男性は73歳、女性も73歳というところ、この幅が外国に比べるとかなり日本の場合は状態の差があるという部分など、結局は不健康な状態で生きているというようになると思うんですけれども、この点どういうふうにお思いでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。



○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

福祉課では、介護保険のほうからそのことを捉えております。65歳以上の方が平成24年度末で9,208名いらっしゃるわけですけれども、要介護の認定を受けていらっしゃる方、1,326人おります。認定率といいますと、14.4%。65歳以上の方の14.4%が介護のサービスを受けながら自立した生活を送られているということになります。逆を言えば、85%の方が自立した生活ということになるかと思えます。その方が要介護にならないように、介護予防また健康づくりに意識づけを強めていただければよろしいかなと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今お話がありましたように、要介護にならないようにこれからしっかりやっていくということなんですけれども、これからやっぱり要介護を今後どういうふうに解決していくのかというのが大事になってくると思えます。長野県では健康づくりに3年前から力を入れていたということで、ピンピンコロリという健康づくりに力を入れて、そして医療費がふえないようにするため3年間、例えば健康づくりとか食生活とか、そういうのを徹底してやったというふうにお話を聞きましたが、柴田町ではどのようなものに力を入れているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答え申し上げます。

来年度から、健康づくりポイント制度というのを予定しております。それで、今準備に入っているわけですけれども、町のいろいろ実施する健康づくり事業に参加していただいて、そのポイントをためていただいて、そのたまったポイントで商品券等に交換していただく事業なんです。今平成26年度に向けてそういったものを考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 平成26年度から介護ボランティアを始まると今、言いましたけれども、やはり徹底してある程度目的、何%にふやしていくとか、そういう目的が大事だと思いますので、まず目的を決めてからその介護ボランティアのほうでも、前からお話がありました稲城市で最初にやったということで、今現在は和光市のほうでは子育てにもその介護ボランティア、おばあちゃんが子供の幼稚園に行っ一緒に見たりして、お互いにおばあさんが若くいつでもよくて楽しいという、そういうふうにしなみながらやっていくというのが大事になってくると思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今、健康推進課長が答弁申し上げました、健康づくりポイント制度につきましては、今お話ししたとおり、みずからの健康のために運動とかいろんな健康づくりのための活動を行ったもの、それに対する評価、実績・結果に対してポイントを累積しまして、商品券とか物、そういう交換していくということでございます。

それで、私どものほうで今準備しているのは、介護保険、今議員おっしゃられた介護保険ボランティアポイント制度、ポイント制度が2つ重なるようなんですが、これについては65歳以上の方、高齢者の第1号被保険者の方がボランティア活動、ほかの人のいろんな助けになるということで、社会参加してそれが介護予防、結果的にはなると。その累積したポイントで、稲城市では現金、1年当たり5,000円というふうな還元方法をとっているんですが、それによって介護保険料の還元といいますか、元気な方への還元ということをとっているのが稲城市で、それを柴田町でもモデルとして今準備しているのがそれでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 柴田町でも商品券とかじゃなくて現金5,000円であれするという傾向でいいんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） これについては、今ちょっとまだ制度設計の段階です。秋口あたりまで商品券にするか現金にするか、稲城市とかほかの先進では現金のほうが多いんですが、健康づくりポイント制度も同時並行で進みますので、町民の方が混乱しないような形で、今調整しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今の内容とかもありましたけれども、先ほど和光市のほうでお話しした子育てのほうも、その仕事内容には入れられないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 介護保険のボランティアポイント制度のボランティアの対象、行事、事業ということのご提案でございますが、これについても基本的に今、老人福祉の施設なりそういう方面へのボランティア活動を考えておりますが、そういうところもちょっと情報を集めまして整理していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） ぜひ、ほかのところでもそういうふうに取り組んでいるところも結構あ

ると聞きましたので、ぜひ情報をあれしているんなほうにやっていただきたいと思います。

また、これは群馬県のほうで地域ぐるみで孤独死を防ごうということで、ひとり暮らしの65歳以上の高齢者を対象に、「あんしん見守りシステム事業」が現在注目を集めているということで、この事業は緊急時に近隣住民や民生委員に連絡が届くように緊急通報システムと、あと安否確認のセンサーを併用して、地域ぐるみで高齢者を見守る体制を強化しております。柴田町でも現在はやっているんですけども、ここは市内のひとり暮らし高齢者65歳以上1万3,000人に、今回全ての方にこちらを設置をしたということで新聞に載っていましたが、柴田町はどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

緊急通報システムについては、現在柴田町も実施しております。現在35人に設置しているところなんですけど、これについては、ひとり暮らしで65歳以上で、健康の面でも不安を抱えていて、家族が近くにいないと。家族・親戚が近くになくて、どうしても近所の見守り等そういうシステムによって心配という方が対象でございます。それで、これについては民生委員なり包括のほうでいろいろ確認しながら対象として適格ということで申請していただくとなれば、システムとしてはボタンが首にかけるペンダント。あと、ベッドの脇にボタンがあります。あと、本体にボタンということで、ボタンが3カ所あるんですけど、何かのときそのボタンを押すことによって通報すると。

あともう一つが、セットになっているんですけども、人の動きによって感知するシステムがあります。ですから、突然倒れて体が移動しない状態が24時間以上経過しますと、異常を感知しまして、警備会社のほうで感知すると。それで、感知した、またはボタンで通報された連絡を受けた警備会社が、近所の協力員、2人配置しておりますが、そこに連絡いたします。昼でも夜でも異常状態が発生した場合は連絡が入るということで、駆けつけて、病気であれば救急車を呼ぶとかそういうふうなシステムになっている。

最近問題になっているのが、協力員がなかなか見つからないというのが実態でございます。近所の支え合いということで、協力員がすぐ手を挙げてくださればよろしいんですけど、もう人がなくて民生委員がなっているというのが結構でございます。そういうこともございまして、せっかくのシステムなんですけれども、そして料金が、本当に必要だということを認めた方なものですから町としては経費はいただいておりません。無料の設置になっています。ですから、1万3,000人が全てそうかという大変な財政負担にもなりますし、あと民間の警

備会社、例えば名前、セコムとかそういうところでもそういう緊急通報システムがございます。何かのとき、ボタンを押したときに遠くにいる息子さんに連絡が行くとかという民間サービスもございますので、そういうのも利用されている方もおります。そういうのが柴田町の実態でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 現在は、柴田町35台ということで、65歳以上でひとり全員というのは大変だということなんですけれども、この35台で間に合っているんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 申請といたしますか、必要だと認めた方については、待機はございません。全て設置している状態でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 中にはそういうシステムがわからなくて、欲しくても知らなかったという方はいらっしゃるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） ご本人よりも、近くの民生委員なり、あと包括支援センターなり、その高齢者の方の状況、状態を見ながら、これは必要だという方については町と協議していただいて、申請していただくというふうな流れになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） やはり、中にはそういう話もちらっと聞いたことがありますので、できればやっぱり地域で民生委員さんが訪問して、そういう状況をあれするということで、しっかりそういう方がいらっしゃるかどうか、しっかり訪問もしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

あと、平成24年に始まった事業として小規模多機能型、地域密着型が高齢化率が30%、これ2025年には小学校に1つ以上必要となると言われているが、現在はそんなには進んでいないということなんですけれども、柴田町では小規模多機能型の事業の現状の普及についての考え方をお聞かせください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

現在、柴田町の介護保険事業計画第5期に入っております、その5期計画の中に、今議員おっしゃられた小規模多機能型の施設の導入を計画の中に入れております。それで、現在町

内のNPO法人でございますが、その設置計画がございまして、町と協議に入っております。これについては県の補助金があります。あしたの補正予算でもちょっと説明申し上げますけれども、その関連の予算をあした補正として上げていますけれども、これを県から町を通して申請者に補助金を交付しながら今年度内に設置し、来年度初めから供用開始というんですか、サービス開始を今の段階で計画されているというところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 来年から実施、計画というふうに今お話ありましたけれども、この運営でメリットがある反面、夜間対応でなかなか24時間営業というのは難しくて、なかなかこれに踏み切れないところが結構多いという話を聞きましたけれども、柴田町では大丈夫なんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） この施設は、在宅支援でございます。通所、そして泊まりもあるというふうな施設です。通所が9人で泊まりが5人ですか、そういう規模の施設でございます。泊まりもあるということで、夜間のスタッフの配置ということも事業計画の中にはあります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） そうすると、これからも地域包括支援センターがかなり大事になってきますけれども、こちらのほうは柴田町では先ほど町長の答弁から、船岡区域にももう1つつくるといってお話がありましたけれども、予定はいつになるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 介護保険の事業計画の中にも地域包括ケアの推進ということがございます。その地域包括ケア推進の中心的な役割を担うのが、地域包括支援センターでございます。現在もいろいろ包括的な事業を行っているわけございまして、槻木地区、あと柴田地区ということで、柴田地区は船迫と船岡地区と2つの中学校エリアを担当しております。それで、相談件数等見ますと年々ふえてきております。柴田町の包括支援センターについては、昨年業務量に対してスタッフが少なくなってきたということで、年度途中スタッフの増員も図っております。

そういうことから、今後ますます介護サービス、介護事業が多くなるに従って、地域包括支援センターの業務量もふえていくということで、船岡地区についても先ほど町長答弁で申し上げましたが、サブセンターを今第5期の計画でございまして、第6期の計画の中で盛り

込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） じゃあ、この設置場所とかそういうのはまだこれからということでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 設置場所は役場の福祉課の中がよろしいのかなと、今現時点では思っております。

先ほどの答弁でいった数字を訂正させていただきますが、小規模多機能型の施設の規模なんですけれども、訪問が25名、デイサービス、通所が15名、ショートステイが9名というふうに訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） わかりました。じゃあ次、子宮頸がんに移らせていただきます。

現在、町における子宮頸がんによる死亡者の数は何名になっておりますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答え申し上げます。

過去5年間の統計を見ますと、町における子宮がんによる死亡者の数ですけれども、平成20年がお1人です。60歳代の方でした。平成21年が4人、50歳代の方、60歳代の方、それぞれ1名ずつ、あと70歳代の方が2名となっております。平成22年はありませんでした。平成23年がお2人、50歳代の方1名、それから80歳代の方1名です。平成24年がお2人、80歳代の方お2人となっております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 子宮頸がんワクチンの接種費用と町内で接種できる医療機関の数はどうなっておりますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 接種費用でよろしいですか。接種費用と医療機関ですか。

（「接種費用と接種できる医療機関の数」の声あり）2つのワクチンがあるわけですけれども、それを接種できる医療機関につきましては12カ所というふうになっております。それで、1つのワクチン、ガーダシルというワクチンがあるんですが、それにつきましては全ての医療機関のほうで接種できるとなっております。もう1つ、サーバリックスというワクチンがあるんですが、それにつきましては8カ所というような内訳になっております。以上で

す。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） この子宮頸がんワクチンの接種率と、またあと接種の勧奨はどのようにしているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 接種率の関係ですけれども、平成23年度から開始されましたワクチンですけれども、これまでの接種率につきまして申し上げます。全体の対象者は846人で699人が接種を受けております。接種率につきましては82.6%というふうになっております。よろしいでしょうか。（「済みません、今、接種勧奨は」の声あり）接種の勧奨ですけれども、それぞれの対象者の保護者に対して、ワクチン接種のスケジュールであったり効果、それから副反応等について個別の周知をしているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 国からの補助額は幾ら町のほうに来ているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 国からの補助の関係ですけれども、ご存じのとおり平成24年度までは国の基金のほうから子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業というようなことで、基準額の2分の1の補助がありました。それで、平成25年度からは定期接種というようことになりましたので、その補助は廃止されております。それで、ことしの1月に平成25年度の政府予算が閣議決定されましたけれども、子宮頸がん等ワクチン接種につきましては、公費負担の対象範囲がこれまでの基金事業と同様に9割となるように、普通交付税のほうで措置を講ずることとされておるところです。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今、結構テレビでも話題にもなっているワクチンの副反応、副作用が問題になっていますけれども、これは町のほうでは現在受けた方で報告はあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 副反応の関係ですけれども、先月テレビ等で副反応、それから重い健康被害のことがテレビ、それから新聞等で報道されましたけれども、各接種医療機関のほうに確認をしておりますが、副反応の報告はありませんというようなことです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今、テレビでもかなり話題になって、大げさとかかなり大きくなっ

ていますけれども、町としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 副反応の報告はこのワクチン以外にも定期の接種となっているワクチンにつきましては、副反応があった場合に厚生労働省のほうに報告するようになっております。それで、その際に町のほうにも一報いただくように医療機関のほうにはお願いをしているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） では、柴田町ではなかったということで。あと、また無料クーポンの利用の状況としてお聞きします。子宮頸がんと乳がんのこの対象利用者と受診率を教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 平成24年度の無料クーポン券の利用の状況について申し上げます。まず、子宮頸がんのほうの受診率の関係ですけれども、ご存じのとおり20歳から40歳までの5歳刻みとなっておりますけれども、対象者が平成24年度で1,117人でした。受診者の数につきましては352人ということで、31.5%の利用率となっております。

それから、乳がんのほうですが、乳がんは40歳から60歳までの5歳刻みとなっております。対象者につきましては1,252人ということで、受診者が364人ということで受診率につきましては29.1%となっております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 前よりはかなり受診率が上がったということですが、まだまだ受診率が低いということで、柴田町でこのPRをどのようにしているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） それぞれ、子宮頸がん、それから乳がん検診につきましても、検診の重要性ということで普及・啓発に努めているんですけども、いろいろ子宮頸がんであればそれぞれ個別に、個別検診になっておりますので、そういったもので受診の勧奨をしているところです。なお、乳がんについても同様の受診の勧奨をしているところです。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） イギリスでは1度無料クーポンをやって、あと中には忘れていたとか、あとできなくて、つい行けなかったとかというような人もあるので、言った後来なかった方は



再度電話して、ぜひ受けてくださいというふうな感じにしている、今までそれが、40%が80%までつながったというお話がありましたので、柴田町でもそういうふうにするあれはあるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 乳がん検診につきましては、個別検診ということでもう既に始まってはいるんですが、6月から10月までなんですけれども、できれば今考えているのは、受診というか検診終了の一月前ぐらいまでに、未受診者の方に対して再度受診の勧奨の通知なんかを差し上げて検診を受診してもらえればなというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） ぜひ最後まで、来なかった後にアフターケアというか後でそういう方にも連絡をして、来ていただける。「あ、行くのを忘れた」と言って、「せっかく電話が来たから行こう」というかたも中には結構いると思いますので、そういうのもぜひよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて、12番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は、全部終了いたしました。これをもって、一般質問は終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時14分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年6月12日

議 長

署名議員 番

署名議員 番